

厚生文教常任委員会

令和3年12月14日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和3年12月14日（火） 午前9時30分 開会
午後0時42分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	奥本佳史
副委員長	谷原一安
委員	柴田三乃
〃	坂本剛司
〃	杉本訓規
〃	西井 覚
〃	藤井本 浩

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	川村優子
議員	西川善浩
〃	横井晶行
〃	梨本洪珪
〃	吉村 始
〃	松林謙司
〃	増田順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也
保健福祉部長	森井敏英
社会福祉課長	林本裕明
長寿福祉課長	中井智恵
こども未来創造部長	井上理恵
こども未来創造部理事	板橋行則
子育て福祉課長	吉村浩尚
〃 補佐	野地幸一郎
市民生活部長	前村芳安

保険課長	新 澤 明 子
〃 補佐	西 川 修
環境課長	西 川 勝 也
教育部長	吉 井 忠
教育委員会理事	西 川 育 子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	吉 田 賢 二
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

- 議第64号 葛城市福祉事務所設置条例の一部を改正することについて
- 議第67号 葛城市・広陵町介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 議第68号 葛城市・広陵町障害支援区分判定審査会共同設置規約の変更について
- 議第65号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第66号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて

開 会 午前9時30分

奥本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。改選後の初めての厚生文教常任委員会でございます。この委員会、性格上いろいろありますけれども、こういう言葉を先に紹介させていただきます。アサヒビールの元会長の福地さんという方がいらっしゃいまして、その方が「十年樹木、百年樹人」。樹というのは木という字です。樹木を育てるのは10年、人を育てるのは100年かかると。そういう言葉を例えにして、日本の国家の基礎というのは教育でできている。明治の元勳と言われた方々は国家百年の大計を論じて、教育の基礎をつくり上げ、強い国家をつくり上げた。日本は国土が狭くて資源もないけれども、国力で1位になろうと。そういうことで教育を原点に置かれております。翻って、国会議員をその当時憂いていらっしゃったんですけども、今の国会議員は小選挙区制が導入されてからかもしれないけれども、地方議員と同じように地域の小さな事柄だけをテーマに取り上げる議員が多くなって、もうスケールが小さくなっていると。このままではやっぱり駄目なので、元の、立ち返ってやはり国家百年の計を論じられるような議員に出てきてほしいというふうに言われたことがございます。

そこから私考えたんですけども、地方議員、そうしたら何をテーマというか、何を使命とすればいいか。国会議員が国家百年の計であれば、地方議員であれば、せめて30年は見越した上で、その自治体の計を考えるべきじゃないかと。

この委員会、それぞれ地方議員、我々市議員は、地元の小さな声を拾い上げて、市に届けるという役目を背負っていますけれども、それは主に一般質問で言っていただいて、この委員会としては、それプラスアルファとして、葛城市がこの先30年先どういう形になっていくかということ論じる場じゃないかと私は思うわけです。ですから、そのためには、福地さんが言ってらっしゃるように教育やっぱり大事です。その教育を論じる場がこの厚生文教常任委員会ですので、皆様方の意見を集約して、いい委員会として運営してまいりたいと思いますので、どうぞ委員の皆様方、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員外議員のご紹介をします。増田議員、横井議員、梨本議員、松林議員、吉村議員、西川議員。

発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、審査の順番につきましては、お手元に配付次第のとおりとさせていただきます。

ここでお諮りをいたします。

議第64号、議第67号、議第68号の3議案につきましては、庁舎機能再編により、それぞれの事務所が當麻庁舎から新庄庁舎に移転することによるものでございますので、一括議題、

一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第64号、議第67号、議第68号の3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の森井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま議題となりました議第64号、葛城市福祉事務所設置条例の一部を改正することについてと議第67号、葛城市・広陵町介護認定審査会共同設置規約の変更について及び議第68号、葛城市・広陵町障害支援区分判定審査会共同設置規約の変更についてにつきましては、改正及び変更の背景、目的、効果につきましては、いずれも庁舎機能再編により、当麻庁舎から新庄庁舎に移転することに伴う事務所の所在地を変更するものでございます。

まず、議第64号、葛城市福祉事務所設置条例の一部を改正することにつきましては、新旧対照表の第2条第2号中の福祉事務所の位置を、葛城市柿本166番地に改正するものでございます。

次に、葛城市と広陵町で共同設置しております2つの審査会の規約についてでございますが、議第67号の葛城市・広陵町介護認定審査会共同設置規約の変更について及び議第68号、葛城市・広陵町障害支援区分判定審査会共同設置規約の変更につきましては、各規約の新旧対照表、第4条第1項中の審査会の事務所は、奈良県葛城市柿本166番地、葛城市役所新庄庁舎内と変更するものでございます。

なお、この2つの規約につきましては、広陵町でも同様に議会に上程しております。施行期日につきましては、庁舎機能再編による移転でございますので、いずれも令和4年1月1日でございます。

以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明願いました本3議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討論を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、第64号議案につきまして討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第64号議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、第64号議案、葛城市福祉事務所設置条例の一部を改正することについては原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第67号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第67号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第67号、葛城市・広陵町介護認定審査会共同設置規約の変更については原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議第68号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第68号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第68号、葛城市・広陵町障害支援区分判定審査会共同設置規約の変更については原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議第65号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 皆さん、おはようございます。こども未来創造部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから議第65号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、提案理由の説明をさせていただきます。今回の改正につきましては、令和3年8月2日に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が交付され、こちらの本改正が、利用者の利便性向上や事業者の業務負担の軽減につながる改正でありますことから、国の改正に準じて改正しようとするものでございます。

本改正では、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援制度において、保育所などの事業者などが作成、保存等を行うものや、保育所などと保護者との間の手続などに関係するもので、書面等によることが規定または想定されるものにつきまして、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。左側が旧、右側が新となっております。こちらのほうで、第4章、雑則というところを新設いたします。

順番にご説明させていただきます。

まず1ページ目、第5条第2項から2ページ目の第6項と第38条第2項、こちらにつきましては、従来から電磁的方法により行うことが認められておりましたが、今後は他の手続などと併せまして、新設の第53条を根拠として、電磁的方法により行うことが認められることになりましたので、削除となったものでございます。

次に、4ページをご覧ください。第42条第1項第3号中の以下この号の次に、「及び第4項第1号」を加える改正でございます。こちらにつきましては、本条の第4項第1号の満3歳未満保育認定子どもを本号の満3歳未満保育認定子どもと同じ意味で理解すべきことを明確にするための改正でございます。

続きまして、新旧対照表の7ページから9ページをご覧ください。

こちらが今回新設いたします第4章の雑則、第53条でございます。この条につきましては、保育所などの子ども・子育て支援を行う事業者などの業務負担軽減を図る観点から、当該事業者などにおける書面等の作成や保存などにつきまして、電磁的方法による対応も可能である旨を規定しております。

また、保育所などを利用する保護者の利便性の向上や事業者の業務負担の軽減の観点から、保護者などへの説明などにつきましても、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものにつきましても、電磁的方法による対応も可能であるという旨の規定をしております。こちらの施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 おはようございます。よろしく願いいたします。今のご説明でもいろいろおっしゃったのですが、具体的に分かりやすく、その業務負担なり保護者負担というのを減らすためというのは今お聞きして分かったんですけども、その保存なり、説明なりするためのことが電子的にできるというのは分かったんですけど、具体的に何がどう変わるんですか。

奥本委員長 吉村子育て福祉課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。例といたしまして、保育所の申込みなりで、同意書、誓約書というのがペーパーでやり取りを紙ベースでさせていただいておるんですけども、この内容、例えば課税状況の確認をしますとか、同意書のデータのやり取りをメール

でできるようになるというのが1つ便利になるというのがあります。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 そんなもんなんですか。ほかにも何か、もうちょっと同意書だけの話をこれだけ長々やっているのかなと思ってしまうので、何かもうちょっと具体的に、例えば、業者の業務負担を減らすために今おっしゃったわけじゃないですか。例えば、その辺もちょっと説明していただかないと、聞いている方はそのためだけかとなってしまいますので、もっと分かりやすく教えてほしいです。大体僕は分かっていますが、教えてほしいです。

奥本委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村です。事業者におきましては、今まで紙で申請とか受けたら、いろいろ事務のペーパー、それがデジタル化してCDとか、そういうパソコン内で保存できるということはメリットになると思います。事業者と利用者の情報のやり取り、手紙とか、そういうやり取りがあると思うんですけども、それもメールでやり取りしたり、もうほとんどペーパーレス化はかなり進む。この条例の改正でできると考えております。

以上でございます。ざっくりなんですけれども、よろしくお願いします。

奥本委員長 杉本委員、よろしいですか。

杉本委員 後で聞きましょうか。もうちょっと、今まではこうやったけど、こうなりますとか。だから同意書の話もそうなんですけど、これがこうなる。でも、もちろんデジタルでもできますし、ペーパーでもやりますという話で、保管方法はデジタルでやっていくから、業者も書類でがたがた残さんでも、デジタルで残していきますよということですよ。僕が言ったらおかしいでしょって話で。言ってほしいな。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村です。杉本委員おっしゃるとおりで、例えばもう何個かあるんですけども、提供する保育サービスの内容の掲示とか、契約の内容を記載した書面とか、各種帳簿の作成とか、もうあらゆる面が電磁的になって、紙から電磁的になるというふうになります。

奥本委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私も今まではどうやって、これからどうなるねんという同じような質問になるか分からないんですけど、私の理解が間違っていると駄目なので、教えていただくという意味合いで質問させていただきたいと思います。

新旧対照表があって、今まではこうでしたよと、これからこうなりますよというのが新旧対照表いただいております。最初のほうに削るという部分載っているわけです。削るという部分から今度は新しく新設されるというところが変わるわけですけど、それが違いである。新旧対照表でそう見るわけですけど、今課長が言われたようなことが、私の思っているのは、利用者に承諾さえ得れば今までからできたと。けれども、これからはそうじゃなくてできるというように、電磁的という、そういう契約とか書類を残すという意味で。今まではできなかったものが今できるようになったというふう聞こえるんですけど、これを見る限

りはそうじゃなくて、今までは事前に承諾さえもらったものはできて、これからは、もうそういうのなしにもできるというふうに私は読み取っているんですけど、その辺を正確に教えていただきたいと思います。

奥本委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。藤井本委員おっしゃるように、もともと同意が得られれば、電磁的というのは認められておったんですけども、それ以外でもいろいろ出てきたので、今回新しく条を設けて、電磁的記録を認めるというふうになりました。以上でございます。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 ということは、私の理解も少し、半分合っていて半分間違っているのは、今までにできた部分をもう全部しますよというものではなくて、やらなん部分が今までもあったけども、さらに増えたというふうに理解をしたらいいわけですね。それが明文化されていると。分かりました。

奥本委員長 ほかにありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 それでは、3点ほど質問させていただきます。毎回、特定教育・保育施設等の基準については、この間長く議論して規制緩和について私も厳しい意見を言ってきたのですが、今回、電磁的記録に関するということで新たに条文を新設されるということで、かなり長い文になっておりますので、幾つか質問をしたいと思います。

1つは第53条の第3項です。これは私非常に重要な項だと思うのですが、要は電磁的なもので全部例えば承諾とか同意とか取る場合、契約とか内容、電磁的だけでやってしまうと、トラブルが消費者の間でも起きているということで、この点については、基本は書面によるということなんですよ。でないと、利用者の利益を保護することができないと。

だけど、今回はその書面ということじゃなくて、全て電磁的で行きましょうということなんです。この第3項のところ、前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならないと定めてあるんです。つまり、最終的には書面ということが利用者の利益を担保するものになりますから。だから、電磁、電磁で全部じゃないんですよ。だから保護者がファイル出力できるものじゃないと駄目だと。

この場合、私はよく分かっていないんですけど、スマートフォンとか、タブレットとか、そういうのは可能なのか。あるいは、いろんな保護者の方がおられて、今の若い方はスマートフォンが多いと思うんですけど、それによるものは可能なんですかね。これ大事なところなので、ちょっとお聞きしたいと思います。

2つ目ですけども、これをやるに当たって最初に承諾が要するという事なんです。その承諾はいつ、どのように行われるのかということ。このことについて、2つ目お聞きします。

3つ目は、この条例とはちょっとずれていくかもわからないんですけど、これはもしご答弁

できなかつたら仕方ないんですが、これは葛城市の特定教育・保育施設云々とありますよね。ですから、今度開設される小規模保育所かな、具体的にはそのの利用者にこういうことが適用されていくと思うんですが、従来の公立とか私立の保育所では、どのような扱いになっているのか、これ関連でお聞きしたいと思います。

この3点お願いします。

奥本委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。1つ目のスマートフォン、タブレットは可能なのかということなんですけれども、電磁的記録ということで、スマートフォンもタブレットも可能かと考えております。

谷原副委員長 出力が可能かということ。

吉村子育て福祉課長 はい、出力も可能です。

2つ目の質問なんですけれども、こちらのほうは申込み時というか申請時に、その同意の確認というのは取ると考えております。

3つ目、現在はあまり電磁的で、公立、行政のほうのことですか。

谷原副委員長 いや、公立も私立も今どうなっているんですかという質問です。

吉村子育て福祉課長 今、原則書面でやり取りがやっぱり多いです。電磁的はちょっと少ないかなと。

奥本委員長 何か追加で答弁ありますか。ないですか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 分かりました。この部分が、ある意味では先行して条例化されているということだろうと思うんですけれども。最初にタブレットでもできるということですから、私は先ほど言いましたように、この間電磁的な利用がたくさんあって、契約も電磁的なものが一般の商品等で行われてトラブルになったりして、社会問題になったりしております。ですから、この点についてはやっぱり出力して書面というのが、私はあくまで書面化できるというのが基本だろうと思っているんです。できるということですので、そこで担保されているというふうに理解しました。

2つ目のところの承諾についてですけれども、これは初回に最初にやられると思うんですけれども、実はここに第4項のところ、私ちょっとこれも気になったんですが、第4項のところこう書いてあるわけですよね。特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、どういうことを電磁的方法で示すか、その種類及び内容を示した上で、文書または電磁的方法による承諾を得なければならないと。

電磁的なことの承諾を受けるために、最初は書面または電磁的とあるんですよ。電磁的なことの承諾を受けるのに電磁的でやるのは、私ここがぴんときないとか。最初は書面かなと思ったんですが、この条項が加わっているのがちょっと。電磁的なことの承諾を受けるために、電磁的なものでまたやると。同じことで同じことをやっているような感じがあるので、これの整合性がどうなのかなというの、私はちょっとよく理解できないので、もしあ

れでしたら説明していただけたらと思います。

それから3番目ですけれども、これ民間事業者に任せるわけですね。だから実際にそうしたことがちゃんと行われているかどうか。こういう確認は、条例つくっているわけですが、これについての管理監督というのは葛城市にあるのでしょうか。この点について伺います。つまり、そうしたことがきちっとやられているかどうかということを確認するという管理監督責任が葛城市にあるのかどうか、お伺いします。

奥本委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。2つ目の質問なんですけれども、その確認というのは、今現在もしていないんです。その確認はしております。確認というか……。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。ただいまの2問目の質問から答えておりますので、2問目の質問でございます。

小規模保育所のそういった認定基準等確認は、こちらの市で認定確認等しておりますし、ですので、確認は市が行うこととなりますので、そういったところの書類等がきちりしているかどうか。もちろん保育認定は市でございますので、しっかりと確認させていただきたいと思っております。

溝尾副市長 1点目についてお答え申し上げます。1点目も、法制上の言葉の理解だと思えますけれども、またはというものは、どちらでもいいというものですので、なので電磁的でなければいけないというものではないので、誤りではないものと理解しております。どちらでもいいので、その選択肢が増えているだけなので、電磁的であつたらおかしいというわけではなく、電磁的であってもいい。そのほうが早い場合ももちろんありますし、またはの承諾を得なければいけないので、書面のほうがいいというふうなのであれば、書面でのものになると思っております。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 最後になりますけど、分かりました。指導監督責任は認可している以上は市にあるということなので、これは条例化して、ねばならないとなっているわけですから、義務があることについて、違反行為があれば、市のほうから指導監督があるということで分かりました。

次の問いについては、要は電磁的な記録でやってよろしいかという。まだそこに入っていない入り口のところから電磁的というのは、どうも前提を先にあらかじめもう認めた上での話になっているので、論理的には私としてはどうも理解しにくいんですが、こういう指摘する方にはちゃんと書面でもできるということなので、またはということなので、ちょっと逃げ道かなとは思いますが、何でもかんでも私は便利になつたらいいというものではないと思っております。やっぱりこうしたことに伴う様々なトラブルも起きますから、それについてはきちっと担保されることが必要だろうと思っておりますので、書面でということもあるということですので、分かりました。

以上です。

奥本委員長 今の谷原副委員長の質問の2つ目のところなんですけど、ちょっと補足説明を委員長か

らお願いしたいんですけども。民間事業者のほうに、要するに個人情報に渡す形になります。そこでその情報がどういう形で管理されているかということ、恐らく質問の意図として確認されたことにも入っているんだと思うんですけども、そこについて、情報の管理の仕方というところの、その管理監督の権限というのは市側はどの程度お考えになっているか、その辺の補足だけお願いします。

井上部長。

井上こども未来創造部長 個人情報の部分なんですけれども、市のほうで、その認定をいたしますので、税情報とか、そういった部分につきましては、お渡しはしておりませんので、例えば住所とかお名前とか、そういった家族構成になるんでしょうか。園独自で聞き取られた分につきましては、その園がしっかりとそういったものを漏らさないというようなところの部分はあるわけがございますので、両方で連携して、やはりしっかりと管理するという形になるのかと思います。

奥本委員長 分かりました。要は、個人情報というのは複数の情報を突き合わせると個人が特定されるということを法的には個人情報というので、それは市は伝えなくて、その事業者が独自に聞き取られているということですね。承知いたしました。

ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 今の委員長の、聞こうと思ったことを聞かれて、僕あんまりよく分からないんですけども、今の話もあんまりよく分からなかったんですけど。

メール等々で受け付けて、情報は、民間業者に行く情報もあるわけじゃないですか。それはしっかりと頑張って保存管理していくという意気込みは分かるんですけども、今やっぱりウイルスとかメールなり云々かんぬんでやって、これからもっともっとデジタルの情報が増えていくわけじゃないですか、どこも。そういうためのこれ改正でしょう。となったときに、もっともっと強化して行って、うちはこうしています。だから大丈夫ですという明確な答えをいただかないとって、今ふと思ったんですけども。それは、うちはやっています。ほかもやっているとしますではなくて、例えばこれ、これからデジタル化してもっともっと進んで行って、ちょっとちょっと進んでいくと思うんですけども、他市とか見ても、子育ての部門とかでもデジタルでいろんな情報の周知とかでも、皆さんに告示するアプリとかでもすごい進化していくから、もっともっと逆に言うたら対策もしっかりつけていかなあかんところあると思うんです。

これができたから、しっかりと頑張っていますって、意味は分かるんですけども、具体的にそれも言っていないと、逆に言うたら、それを保管とか管理するのもしっかりと上げていかないと、こういう悪さする人らってもっともっと進化していくわけじゃないですか。そういうところの対策はどうなんですかって多分お聞きしていると思うんで、具体的になかったら、なくて、これから考えますでいいと思うんですけど、今のお答えではよく分からないので。僕らは多分そういう意味で聞いていると思うんですけど、どうですか。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 私の説明不足だったらお許しいただきたいと思うんですが、まず、そもそもこの改正なんですけれど、市と事業者でメールでやり取りするという部分ではなくって、事業者が自分のところで持たれたそういった書面的な情報、書面で持たれた情報とかの、書面で作成されたものとか、事業者として保管しとかなければいけない要件のあるものを電磁的に保管することができるということと、あともう1点、ずれていたら申し訳ないんですけど、あともう一つは、事業者と利用者が交わされる部分ですので、事業者が何か変更、同意を求めなあかんととき、方針なり何かを変えられるときに、保護者に同意を求めなあかんとときに、それを書面で今まではしていたものを、電磁的、そういったもので同意と。

奥本委員長 副市長。

溝尾副市長 最初のほうに藤井本委員からもご質問あったように、できているものもあるんです。電磁的記録。ということは、我々でいうと、2事業者、今回、小規模でありますけれども、セキュリティポリシーつくっていると思いますので、それ確認させていただきます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと僕も説明下手やったと思うんですよ。それ分かっているんですよ。副市長やっていただけと思うんです。ちょっと分かりにくかったら、もう一回説明しますけど。

デジタルで保存するんでしょう。それはどこで開けるんですか。パソコンと違うんですか。

(発言する者あり)

杉本委員 ということは、そのパソコンを強化していなかったら意味ないでしょという話をしたいんです。だから、もう今副市長、調べてまた教えてくれると思うんですけど、そこをしっかりと考えていなかったら、CDで残していきますねんと言われても、それはそれでいいと思うんですけど、それ開けるときパソコンじゃないですか。そういうところをしっかりと守っていなかったら、ぎゃんぎゃん入られたら意味ないでしょということを言いたかったんです。これを言ったらよかったですね、僕も。分かりました。

奥本委員長 要は、杉本委員ご心配されているのは、いろんな媒体とかの進化によって、アプリの当然新しいものが出てきて、そこに対応できるかということで心配されているんですね。そこについては、副市長おっしゃるようにセキュリティポリシーきっちりやって、事業者のほうで守ってもらう対策は一応できているということでもよろしいですね。確認いただけるということで。

ほかに、柴田委員。

柴田委員 私もすごくもう今の時代に合った仕組みだなとは思うんですけども、一番最初の入り口というか、今私申込みのしおりを持っているんですけども、書いてあるのは、保育所とか、住所と連絡先の電話番号だけなんですけど、ここにeメールアドレスとかホームページとかが載るといことになるんでしょうか。

連絡先の追加というか、最初の申込み時点でその流れとして、書面でとか、直接行ってとかではなくって、最初からそういったeメールとかで連絡をして、それから申込みも全部eメールとかの電磁的記録上でできるようになるんでしょうか。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 ただいまのご質問でございます。私どもが運営している公立保育所、こちらにつきましては、うちが事業主になりますので、そういったところは想定できるところでございます。また、民間のほうの方につきましては、どのような形でなさるかというのは分かりませんが、同じように想定はできると思います。

以上でございます。

奥本委員長 柴田委員、よろしいですか。

柴田委員。

柴田委員 事業者の軽減になるということだったんですけれども、個人的にもメールとかのやり取りがすごく多くて、逆にそういう電磁的記録になると、細かいことをメールだと簡単に聞けて、絶対に対応しないといけないということで、事業者の軽減という点においては、私はちょっと疑問かなと思っているんですよ。それと利点と言えば、手紙のやり取りする日数が省略できるので、すぐに返答が。出したほうは、問合せたほうはすぐに返答が来ると期待して出しているんで、その辺の事業者の負担が逆にあるのではないかなという懸念はあります。

以上です。

奥本委員長 今のは答弁は。

柴田委員 私の意見です。

奥本委員長 意見として。

柴田委員 意見として、そういう懸念があるのではないかなというふうに思っております。

奥本委員長 ということでございます。

ほかに質疑ありませんか。

杉本委員。

杉本委員 これ今、柴田委員おっしゃるみたいに、そういう懸念はあると思うんです。これは別に、今の話やったら全部そうなるというわけじゃなくて、これはできるというだけで別に義務化するわけでもなくて、これはできますよってアナウンスしていくというだけの話で、それはもう各事業者ごとで選択してやっていただけるということは今言ってほしかったんやけど、そういうことなんですよ。今の話やと絶対やらなあかんみたいになってしまったら具合悪いので、その辺ちょっと言ってもらっていいですか。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 できるということでございます。

以上でございます。

奥本委員長 ほかにございませぬか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第65号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第65号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第66号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 おはようございます。市民生活部長の前村でございます。

議第66号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案書の13ページ、14ページでございます。このたびの改正は、令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直されることなどを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、本年8月4日に公布されました。産科医療補償制度とは、分娩時の何らかの理由により重度の脳性麻痺となった場合、子どもと家族の経済的負担を保障する制度で99.9%の医療機関が加入しています。健康保険の被保険者やその被扶養者が出産したときに、保険者へ申請すると、出産育児一時金等が支給されます。今回の改正政令により、出産育児一時金の金額が40万4,000円から40万8,000円に引上げられることから、本市におきましても、これに準拠するよう所要の改正を行うものです。

お手元の新旧対照表をご覧ください。本条例の第3章、保険給付についての規定の第4条、出産育児一時金の規定でございます。第4条、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給するとなっております40万4,000円を、右側の40万8,000円に改めるものでございます。附則といたしまして、施行期日は令和4年1月1日から。経過措置として、同日前の出産については、なお従前の例によるとさせていただきます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 この引上げということですので、これは出産される方には朗報かなと思うんですけども、これまで出産育児一時金制度ができてから、どういうふうな引上げのようなことになってきたのか、また、この引上げ幅、これはどういう根拠なのか。これについてお聞かせ願えますか。

奥本委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。よろしくお願ひいたします。今までの出産育児一時金の経緯なんですけれども、私が持っている資料では平成16年当時なんですけれども、出産育児一時金として30万円支給されておりました。その後、平成18年に35万円に引き上げられております。平成20年度に産科医療補償制度というのができまして、その当時産科医療補償制度のほうは3万円。それに伴って出産育児一時金のほうも35万円と足して38万円支給されております。平成26年に産科医療補償制度のほうが1万6,000円に引き下げられました。それに伴って、出産育児一時金が40万4,000円に上りまして、合計42万円ということになっております。

今回、その42万円はそのまま、産科医療補償制度のほうが1万6,000円から1万2,000円に引き下げられました。4,000円引き下げられました。42万円はそのままということなので、出産育児一時金のほうは40万8,000円、4,000円引き上げられて、合計の金額は42万円、同じになります。

以上です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 結局もらえるのは変わらないということですよ。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。そもそも、この話いつかしたかったんですけども、葛城市内には産婦人科、出産できる場所がないわけなんですけども、他市とかに行って、交通費なり、通院なりして、子どもが生まれる一番最初に手当するという、子育てする、これから少子高齢化のために第一歩のあれやと思うんですけども、そもそもこれ葛城市内の方々、他市に行ったり、それこそ自分の好きなおところへ行ったりもしてはと思うんですけども、この金額で、何と言うんですか、足りているって言ったらおかしいんですけども、どうなんですか。独自のサービスでもっと違う、あれとかを考えられているかなというのは。

違うな、聞き方悪いですね。市民の皆さんはこれ納得されているかなと思うんです。その辺の何かリサーチとかされているのかなと思うんですけども、どうですか。

奥本委員長 新澤課長。

新澤保険課長 特にリサーチはしておりません。法令に沿って改正させていただいているところでございます。

以上です。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 その辺も一回、言い方めちゃめちゃ難しいんですけど、やっぱり他市に。僕の知り合いの方なんですけども、その方ちょっと遠いところに行っただけなんですけども、交通とか、市内にあったらとか。それはちょっとそこまではよう言わないんですけども、そういうところの声も反映させていただけたらと、市内独自の政策とかもつくっていただけたらと思うんですけども、ここで今言ってもすぐに解決できないと思うので、また今後よろしくお願

いしておきます。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 聞き漏らしていたらすみません。私もこういうことをなぜするのかというのが。結局もらえるお金は42万円と決まっているわけでしょう。変わらないわけですか。もし聞いてはって、今度出産したらようけもらえんねんではないのではなくて、総額としてもらえるのは変わらないわけですね。それで、出産育児一時金として40万4,000円が40万8,000円に改めるとなれば4,000円上がる。この部分だけを聞いてはったら4,000円上がるということになるねんけども、1万6,000円が1万2,000円に下がる部分があるんですよ。それが何なのかというのが明確にここに載ってこないから、教えていただきたいのと。

いわゆる、こういう形に持っていく。制度をこのように持っていく。国が持っていてねんから市はそれに準じないと駄目やと。これはよく分かるから、これはこれでいいんですけど。何をしようとして、こうなっているのかという経緯とか目的とかを教えていただきたいと思います。

奥本委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保健課、新澤です。よろしく申し上げます。藤井本委員おっしゃってられます、産科医療補償制度というのが平成21年に創設されまして、通常の妊娠、分娩に関わらず重度脳性麻痺となった子どもと家族に1件当たり3,000万円の補償金を払うという仕組みができました。これが当初3万円、補償の掛金を払っておりましたが、それがやっぱり医療の進歩等によりまして、今は件数等が低くなっていることから、掛金が3万円から1万6,000円に、今回1万2,000円に引き下げることになりました。

その分、本来42万円という、出産育児一時金と合わせて42万円だったんですけども、産科医療補償制度のほう下がると、出産育児一時金の40万4,000円に1万2,000円を足すとやっぱり42万円から下がるということがありまして、子どもの少子化対策としての重要性を鑑みて、40万4,000円から40万8,000円に引き上げられたという経緯がございます。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 そしたら大きな意味で言うているように、これ国に準じてやっているから、それはもうそれでいいんですけども、いわゆる、子ども子育てのためにお金が要ると、このまま国に準じていくと減っちゃう。減る部分を補うために40万4,000万円を40万8,000円に4,000円上げますよと。だから前と一緒にですよ。そういうことでいいんですね。分かりました。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 では、質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はありますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第66号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで理事者より、ゼロカーボンシティの表明について発言を求められていますので、これを許可します。

阿古市長。

阿古市長 近頃、環境問題につきましての意識が高まり、地球環境の問題は遠い将来や外国の出来事ではなく、身近に差し迫っている問題であり、早急に取り組んでいく必要があります。今回、ゼロカーボンシティ宣言をすることにいたしました。

ゼロカーボンシティというのは、2050年までにCO₂二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨、脱炭素化を地方公共団体等から発言することです。今回宣言することにより市民の皆様にもゼロカーボンの機運を高めていただき、身近なところからCO₂削減に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

現実、人間が社会活動や経済活動を行う上でCO₂の排出量をゼロにすることは不可能ですが、本市に占める山林の割合は約39%で、森林整備等を実施することにより排出されたCO₂を吸収させたり、除去させながらCO₂の排出量実質ゼロを目指します。

今後の取組につきましては、ゼロカーボンシティ実現に向けた長期目標や具体的な対策の検討などを環境省からのサポートを受けながら事業を展開してまいりたいと考えております。

これが大きな趣旨なんですけども、この取組といいますのは、二、三日前ですかね。10日、11日の深夜に、アメリカの南西部の州のところで大きな竜巻が数多く発生しました。そのことにつきましては、被災されました皆様方にはまずお見舞い申し上げないといけないと思いますが、多数の死者が出ている状況がございます。この原因につきましては、多分まだこれから議論がされると思いますが、大きな要因として考えられておりますのは、大西洋のメキシコ湾の辺りの海水温の上昇が大きいというような発表もがございます。

昨今、日本でも非常に大きな台風、800ヘクトパスカル台のスーパー台風等が近海で発生し、日本に入ってくるような状態になっておりますし、また、一旦雨が降りますと非常に大きな水量を陸地に落とすような環境になっております。これは今現在では、それが海水温が高くて地球温暖化によるものであるということは、もう学術上は異論を唱える方はおられないという状態になりましたけども、この問題といいますのは、もう学者のレベルでは、多分

40年ほど前から環境科学という名の下にいろいろと研究されてきた分野でございます。その当時は化石燃料等の消滅が2000年頃には起こるといふことからの発想であったように思いますけども、それ以降、地球温暖化、二酸化炭素濃度による地球温暖化の現象につきましては、かなりいろんな方が警鐘をされておりました。

私自身も議員をさせていただいたときに多分平成19年やったと思います。一般質問で取り上げまして、それ以来多分20回前後一般質問させていただいた記憶がございます。果たしてこれが止められるのかどうか。二酸化炭素の濃度を抑えることができるのかどうかというのが、これがこの地球を子孫に住める環境として残せるのかどうかという大きな問題だと感じております。

今これをやったからといって果たしてそれが止まるのかどうか、非常に私自身は残念な思いをしているところですけども、少なくとも私たちができることを何かやらなければ、この状態というのは解決しておりません。その1つの取組の意思の表明といたしまして、ゼロカーボンシティ宣言をさせていただきたいと考えております。この宣言をすることによりまして、国からの援助を受けながら、いろいろな事業に取り組める可能性が高くなることも事実でございます。大きな意味において、この地球が少しでも今の流れをこの環境の変化の流れを食い止める一助になればという思いで、今回この宣言をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

奥本委員長 市長、ちょっとお尋ねしますけど、宣言されるということですけども、それは具体的にいつをお考えでしょうか。

阿古市長。

阿古市長 できましたら12月16日に、本議会をたしか予定していただいていると思うんですけども、その場所で宣言をさせていただいたらありがたいなと考えております。

以上でございます。

奥本委員長 それでは、ただいま市長からご報告ございましたけれども、この件につきまして、確認事項等、質疑とか受け付けますので、何かございませんでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。市長の思い、しっかり受け止めて、おっしゃるとおりだなと思うんですけども、細かい内容はほかの委員が聞いていただいたらいいと思うんですけど、僕1個分からは、そこまで市長熱心にやられていて、僕は一般質問でもやられているのはお聞きして、そういう姿勢を持つてはるの分かるんですけども、この前いただいた資料は、今年10月29日時点に参加されている表明されている自治体、もらったんですけども、奈良県だけでも4市あって、ほかはもう結構すごいあるんです。それが10月29日の時点なんです。今もう12月で、僕その今のお話聞いていて、市長やったら、こんな来た瞬間手挙げるのと違うんと思ひながら、何でこんな遅いのやろうって。情報が来るのが遅いんか。市長の発表が遅いのか、よく分からない。何か市長の言っていることがちょっとちぐはぐして、市長、これこそ一番の手挙げるのと違うのと思ひていたんですけど、その辺の意味がちょっと分

からないので、お聞かせ願えたらなと思います。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 二酸化炭素の排出量の削減と言いますか、それに対する歯止めについては過去からいろいろと取り組んできているところでございます。葛城市自体も2007年からその取組を開始しております。その中で、ずっと私が市長させていただいたときからも、ゆうあいのコージェネレーションですとか、ある種、その分野の何と言いますか、取組、それと例えば補助事業的なものも入れてきているところでございます。

今回の宣言につきましては、令和元年度、ですので、今から約二、三年前にはもう始まっております。ですので、その機会に手を挙げるということはできたかと思っております。しかしながら、この宣言をしない段階で実は取組を始めておりましたので、あえてこの宣言をということはなかったんですけども、今回、いろんな補助事業等のメニューも考えまして、やはりこの宣言をすることによって、対外的な表示をすることによって、その事業の将来的な取組の可能性が増えるということでございますので、その宣言をさせていただくということでございます。宣言をしようがしまいが、意思というのは変わりません。いや本当にこのままの状態で地球の環境が耐えられるのかどうか。本当にこの地上に人類が生存していけるのかどうかという、私は大きな岐路に立っていると感じておりますので、できましたら、宣言させていただきたいと思っております。このタイミングで宣言をさせていただけたらと思っております。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 宣言はしていただいているし、いい取組だと思うんですけど、今の話でもう1個だけ分からなかった。令和元年からあって、市長今もずっとやり続けて、今のタイミングでしようと思ったのは、その補助的なものが急に増えてきたからという認識でいいんですかね。前まではあんまりなかったけど、今からこれに宣言していれば補助的なものが増えていって、市長が今取り組んでおられるそういう地球環境に対策することが、もっともっとやりやすくなるというイメージでよろしいですかね。今のお話やったら。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 この環境に関する補助事業等の考え方がいろいろ変遷たどっております。先ほど申し上げました平成14年度には、NEDOという団体がございました。もう今現在それはありませんけども、そういうふうな補助システムが非常に環境省、通商産業省とも変わってきておりますので、今回この宣言をさせていただくというのは、取組がこれからいろいろ、どのような取組をするのかというのは、また皆さん方とご相談させていただきたいと思っておりますけども、その取組をするに当たりまして、やはり、このゼロカーボンシティ宣言が必要であるという認識を持っております。ですので、今すぐにこのメニューをやりますよということではなく、そのメニューを研究しながら進めていきたい。それに当たりまして、一つ有利な宣言をするということは、そのメニューの獲得にとって有利であるという認識を持っております。

先ほども申し上げましたように、この宣言をすとかしないとかではなくて、もう私たち、もう皆さん方もそうですけど、この状況ではいけないということは明らかでございますので、

宣言という形で市民の皆様方にもお知らせし、なおかつ行政としての取組もさらに進めていきたいと感じております。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 僕の個人的な意見としては、どうせ入るのやったら、イの一番に手挙げて、葛城市もイの一番に手挙げてるやんって。そら市長、だってその取組すごいもんって言いたかったなという。どうせ入るのやったら早いほうがよかったという。でも僕、個人的に本当に思いましたもん。市長やったら、こんなすぐ手挙げそうやねんけどなと思ってたんやけど、今かって。それなりの事情あるのかなと思いつつ。でも、どうせやるのやったらというのがちょっとありまして、その辺次に考えていただけたらなと思います。

以上です。

奥本委員長 ほかに。

西井委員。

西井委員 ゼロカーボンシティ宣言というのについては、あまり異議はないわけですが、ただこの宣言したのために、一般市民がやはり宣言を履行するために制約というのは受けるんか受けやへんか。やはりゼロカーボンというのは二酸化炭素を削減するということやと思うねけど、現実それによって、例えばいろんな制約をかけてしまえる可能性がある。その辺について、そういうことがないかどうか。やはり例えば、よい面悪い面という面で、例えば農家が農作業終わって野焼き等、これでカーボンを出してしまうと。これ絶対あきませんよというふうなことを決めたら農家が農作業するのに、今までからの風習が法を超越するという考え方があってんけど、そういうふうな面も。またいろんな面で制約を受けるような形でゼロカーボンシティ宣言というのについては、大変弱者が困るような状況にならないかどうか。それについてちょっと教えてもらいたいと思います。

奥本委員長 前村部長。

前村市民生活部長 今、ご心配いただいているような制約をかけるというようなことにつきましては、市の条例としてやるときには、もちろん議会の皆様にご相談、審議をいただくわけございまして、国の動きとして、2015年のパリ協定では、平均気温の上昇を1.5度に抑える努力をとかいう目標が国際的に掲げられたり、2018年に公表されている国連の気候変動に関する政府間パネルの報告書では、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされておるようなことで、その流れに沿ってということでございます。

市といたしましては、こういう宣言をして、身近な個人個人でいろんな二酸化炭素の排出になるようなことはやめていきましょうよというようなことについて、まずは取組を進めながら、もちろん規制をかけることとか、そういうことについてはご相談を申し上げて審議していくということでございます。

奥本委員長 西井委員。

西井委員 条例化するから議会が出てくるというのも、もちろん議会の中でそういう条例化、規制に対する条例化をしたら、確かにそういう意見も、議会ではいろんな意見が出てくると。

これ事実でございますが、ただ今いろんな世の中の流れで多数が勝つような、例えば、今現実には言えばこの話と別やけど、今国全体の中でも、例えばたばこでもみんなが悪いよって悪いねというような方向になっていると。

これが同じように、CO₂を減らすためにはこんなことしたらあかんがなという風潮で一方的な形で決まってくるような風潮が出てきたら、実際弱者が、数の少ないものが負けていくというようなことがあり得るわけやから。その辺については、留意しながら宣言をしてもらう。確かに今ここ最近アメリカの竜巻で非常に被害が出るというような、二、三日前から毎日ニュースに出ている。これも地球温暖化の影響じゃないかなとかいう考え方があるわけです。

だから、その面も将来的に考えたら、やはり地球環境に優しくしなければ、将来に我々の子孫が生活できない環境になるということも考えながら、両方に考えれば、やはりノーカーボン社会というのはしていかなばならないというのは事実と思いますが、しかしながら、急激な形をやることによって困る方が出てこないような形の中で、その辺検討してもらうのを歓迎しておりますので、よろしく願います。

以上です。

奥本委員長 西井委員、いろいろご心配されていまして、宣言することによって市民が制約を受けるんじゃないかという危惧されていることに関しては、身近な宣言を行うことによって身近な排出をして、市民として規制をかけるのではなくて取り組んでいきましょうという意味だということ、そういう意図があるということですけども、将来的にも市民のほうにいろいろ不都合が生じないように願いますということでもよかったですね。

ほかに。

藤井本委員。

藤井本委員 市長からの説明の中にもありましたように、市長と長きにわたって議員というものも一緒にさせてもらった中で、この前皆さんにもちょっとだけご紹介しましたけども、市長は地球に優しい葛城市を目指してということも、ご自身は20回とおっしゃったけど、私もそれぐらいやられたやろうなど。この人は地球に優しいことを目指してはんねんという。私から見ると本当に地球に優しいねんという見方をさせてもらっている。今回、この宣言をするに当たって、議会でしていただいたらいいし、私たちも応援するわけでございますけども、自分が一貫して曲げることなく、ずっとやってこられたんやから強い意志を持って宣言をしていただきたい。同じするからには、そのように申し上げておきたいと思います。

以上です。

奥本委員長 市長に対するエールやということで受け取っておきます。

ほかによろしいですか。

柴田委員。

柴田委員 宣言されるということなんですけれども、市民の方にはどのような形で周知されるのかなということをお聞きしたいと思います。

奥本委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。周知の方法ですけれども、市長から表明していただいて、まずは1月の広報でお知らせは予定をしております。それと併せまして、ホームページのほうでも情報提供を考えております。

以上でございます。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 分かりました。それで、そのときに私の希望なんですけれども、市民の方々は今まで葛城市が具体的に何を取り組み、ゼロカーボンシティに対して何を取り組んできたかということを具体的に、そのときにちょっと挙げていただければ、市民の方々にも、またさらなる取組に対応していただけるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

奥本委員長 要望ということでよろしいですか。

特に、何かないですか。

前村部長。

前村市民生活部長 ありがとうございます。市としては、これまで、ごみの分別の徹底とか、LED化の電気の使用量を減らすでありますとか、先ほど市長からも話がありました家庭用生ごみ減量化等処理機器購入補助、住宅用太陽光発電システムの設置補助とか、家庭用燃料電池のコージェネレーションシステムとかのことも触れさせていただいて、令和4年度に葛城市の地球温暖化対策実行計画にもそれを反映させ、これが、今後の地域資源を活用した取組に拍車がかかる追い風となって進めていけるような啓発をしていきたい。そして、個々の取組としては、暖房の温度を1度低くするとか、アイドリングストップをお願いしますとか、買物袋を持ち歩くとか、また、小学校の菜の花プロジェクトの環境問題に取り組んでおりますよとか、森林が5分の2ほどあって豊富ですよと、これをとというような啓発を考えて努めていきたいと考えております。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかに。

谷原副委員長。

谷原副委員長 ゼロカーボンシティの表明ということで、これは地球環境問題において、イギリスのCOPという形で世界的に大きな課題として、これは国民の皆さんもぜひこれは進めていかなければならないというふうに思っておられるだろうし、我々としても、当然、2050ゼロに向けて、日本共産党の場合は2030戦略ということで非常に高い目標を掲げないと、これは難しいのではないかと考えておりますけど、これは何としてもやっていかなければいけない課題だと思っております。また、それが本当に国民の協力がないとできることではありませんので、こういう形で宣言されて、そういう啓発も含めてやっていくというのは私はあると思っております。

しかしながら、今回、議会での宣言ということについて、これについては、やっぱり議員の中でもいろいろ議論があったと思います。議会ということなんですけど、これは環境省のほうでゼロカーボンシティの表明ということで出している文書には、ゼロカーボンシティを表明する場合には環境省にもご連絡くださいという形で来ているわけですけれども、4つほど事例を挙げて、定例記者会見やイベント等において市長が表明する。これだったらすぐで

きるわけです。令和元年9月からこの取組やっているわけですから、先ほど杉本委員からもありましたけれども、すぐできたわけです。2年前にね。あるいは報道機関へプレスリリースして市長が表明する。これもすぐできますよね。あるいは自治体ホームページで表明すると。そういう自治体もあろうかと思えます。議会でやるということになりますと、当然議会の時間を使って議会の場でということになるわけですから、その市民の受け止めも、議会も協力して一緒にそういうことでやろうとしてるのやなということで、そういう認識を持たれると思うんですよ。

ところが、今回初めてなんです。市長からこういう宣言をやるということで、議会ということになると、議員の気持ちはどうなのかなということなんです。そこまでしっかり議論して本当に本腰入れて、しっかりやろうと。そうであれば市長と葛城市議会名で、両方で宣言を出すというのもあると思うんですよ。そうすれば、インパクトとしても2年遅れてというふうになって、全国でもいろいろ自治体あるんだけど、やっぱり市議会として本当に、それぞれの議員も今後こういう形で頑張ろうというふうなことであれば、議会としても大いに、議会の場でやっていただき、議会もそれに協力していくということになると思うんですけども。今回議会ということ、市長が考えられた理由、目的というかな。これは私の推測に過ぎませんので、市長自身はどういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 宣言をすること自体というのは、これは何を目的にするかによって変わってくると思うんです。それで今回宣言するというのはこの地球環境、特にゼロカーボンを目指すに当たっては、皆さん方一人一人がご理解いただいて協力していただかないと解決する問題ではありません。ですので、葛城市、オール葛城で取り組むべきやと考えております。そういう意味におきまして、行政だけで宣言するというのではなく、市民の代表の皆さん方の場である議場で宣言させていただくことによって、葛城市市民一人一人が全員で力を合わせて地球環境を考えていきましょう。ゼロカーボンシティを目指していきたいと思いますという思いにつながりたいという意思でございます。それで議場でということをお願いしたわけでございます。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 オール葛城でという言葉が出てきましたけど、私も取り組む以上は、そうしないと効果がないと思いますので、それは当然だと思うんですけども。もうちょっと私は時間が欲しかったなと。これは厚生文教常任委員会の委員だけですので、本来はもうちょっと議会全員協議会も含めて、議会としてもどうするかということで、やっぱり議論する時間が私としては欲しかったなという思いです。

もしよければ、今回したいということですけど、3月議会でもやっていただいて、議会にその間時間いただいたら、議会でも、厚生文教常任委員会の調査案件あるいはほかの議員も聞いて、もうちょっと議会としての態度というか立場というかな。そういうのを鮮明にして、一緒にやっていけるというふうなのが、私としては望ましいのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。市長。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 今回、この場を設けていただいて、このような意思をお伝えさせていただきました。これをどう感じていただくのかというのは、議員皆さん方お一人お一人の考え方があると思います。先ほど委員の方からは、いや遅いじゃないかという意見もありました。私も早いに越したことはないのかなと思っております。今回の宣言が、この方向性として非常に違和感のあるものであれば、いろんなご意見を頂戴した中で、また新たなものもということもあるかもわかりませんが、今回のこの宣言といいますのは、ある種、国際的な認知をいただいている、もしくは日本全体として認知をいただいていると判断しておりますので、ですので、この手続上、まず、委員会で説明させていただいて、議員の皆さん方にご理解いただきましたら、議場でという思いでございます。

先ほども申し上げましたように、これは行政だけが宣言をするという形では絶対に成功しない事象でございます。これを本当に今の地球環境の気象の大規模化を少しでも止めようとするれば、もう一人一人がもうみんな力を合わせていかなければいけない事象でございますので、ぜひ早いうちに宣言をさせていただけたらと思っております。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 最後言いつ放しになりますけれども、市長の思いはそういうことでよく分かるんです。しかし、私たち、議会として求めている、私が一議員として求めているのは、もうちょっと議会と市長と、もうちょっと時間かけて早めにこういう議論をしていただいたら、もっと議会としても、気持ちよく協力もできたのではないかなと思っております。今回出たことで、私の気持ちの中にも、ちょっと生煮えかなという感じがあって、議会で宣言していただく、それを迎える我々の側が、その場で迎える我々側の気持ちがちょっとついていけないような感じが私はしているんです。今回だけで終わって、宣言を議会でやりました。それは形としては上がりますけれども、やっぱり私は二元代表制と言われる両方がこういう国民的課題についてはしっかりと協力し合ってやっていくというのが大事だと思うし、この点についてあまり異論がないと思うんです。市長がおっしゃったように、そういうことを求めているということですので、私の全体としては、それは進めていくことが大事だと思いますけど、議会との関係の在り方について、ちょっとご意見を述べさせていただきました。

奥本委員長 今、谷原副委員長からご意見いただきましたけども、そもそも環境省のほうのこのゼロカーボンシティの表明についてというところに、ゼロカーボンの定義というか、宣言できる定義というところが、首長自らが、あるいはまたは地方自治体として公表された地方自治体という定義がございますので、議会はここに入っていないんですよ。ですから、市長が宣言されたいということであれば、これはこれでもういいのかなと思います。

ただ、副委員長おっしゃるように、やはりこれまで市長が議員時代から取り組んでこられた非常に最重要課題であれば、もう少しやはり自分はこれを最優先として取り組んでいるんだという意思表示を議会のほうにも示していただきたかったかなという思いはしておりますので、今後これはあくまでも表明ということで、これからまた、これをどう具体的に取り組

んでいくかということに入っていくかと思しますので、そのときはやはり議会に対しても緻密なアナウンスをお願いしておきたいと思えます。

ほかにないですか。

坂本委員。

坂本委員 ゼロカーボンシティの宣言というのは、大変結構なことだと思います。葛城市がとても環境に優しい自治体だと宣言することはいいとは思いますが、先日一般質問でも説明させていただきましたが、片方では、環境に優しい葛城市ですと。では、もう片方はプラごみを垂れ流していますよというのは、ちょっとおかしいので、そういうことのないように要望だけさせていただきたいと思えます。

奥本委員長 川村議長。

川村議長 今、ゼロカーボンシティ宣言につきまして、いろいろと様々な委員の皆さんのご意見を賜りました。このお話を理事者のほうからいただきまして、この手順としましては、やっぱり所管であるこの委員会ですらまず表明の意思を示していただく。その背景、理由等、やっぱり質疑をしていただいてという手順は大切な部分であったと今日はもう思っておりますが、いきなり議場で皆さんが知らない間に宣言されるという状況は、やはり議会の中ですので、これはもうあり得ないであろうというふうな判断でございます。市長も今オール葛城でと、ご意見の中にも頑張ってくださいというエールも送っていただきまして、議会としまして、今この宣言が、葛城市及び葛城市議会というような形で宣言をするわけにはいかない。手続上そういうふうになっているんですが、市長の市民に向けての発信の折に、やはり市議会も一緒になってというようなソフトな言葉で内容も入れていただいて、まずはスタートすると。議会は議会で、またこれから3月議会の予算編成に当たって、いろいろと市民の皆さんとまた一緒に協力しながらやっていける方向ということについてのご提案等もあると思えます。それはやはり一丸となってオール葛城でやっていく構図だと思いますので、これから、どんなことがやれるかという議論については、しっかりとこの議会で話をしていただくことが一番大事な部分だと思いますので、まずは入り口をつくって、そして議会も同意の上で、議会に対してもいろいろとご相談をしながらという姿勢は、理事者のほうも持たれておられますので、私はポジティブに一緒になって、これからしっかりした葛城市の、そういった環境問題について、今、プラごみのことを言われましたけれども、もちろんそんなことも含めて、やはりやるからにはしっかりと取り組んでいくという体制の中で、議員の皆さんには、今日の委員の皆様には、ひとつご理解をいただいて、議会という場所ということとは別に越権でもなく、スムーズな流れを持っていくということをご理解賜りたいというふうに、私が理事者のほうからお話をいただいた折に、そういったイメージで議会のほうにスムーズに運んでいただいて、オール葛城で宣言していただくという気持ちを市長に持っていただきたいということをお願いしましたので、どうぞ皆さんもご理解をいただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

奥本委員長 ここで議長に相談なんですけれども、先ほど市長から、16日の本会議でご表明されると、させていただきたいというお話ございました。ただここからは議会運営ということになると

思いますので、議会運営委員会の増田委員長にその旨報告させていただくということによろしいでしょうか。

川村議長 はい。

奥本委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、16日の本会議の前もしくは会議中に議会運営委員会が開催されることになると思いますので、ご承知おきください。

それでは、この件については、以上とさせていただきます。

次に、保育所の施設整備について、理事者から発言を求められておりますので、これを許可します。

休憩しましょうか。暫時休憩いたします。再開は午前11時10分。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時10分

奥本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

まず入る前に一言だけ。マスクの着用について、やはりこういうご時世ですので、その辺再度確認をお願いしますね。

続きまして、保育所の施設整備について、理事者から発言を求められていますので、これを許可します。

井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。保育所の整備につきまして、ただいまからご説明させていただきます。

まず、私どもの葛城市子育て行政におきまして、2つの大きな課題がございます。1つは、耐震化後の2施設、磐城第1保育所、當麻第1保育所をどうするか。もう一つは、待機児童対策をどうするかということの2点でございます。

こちらにつきまして、主に施設の整備のところでご説明申し上げるわけですが、資料といたしましては、お手持ちのところに2種類お配りしております。6月にお配りいたしました葛城市における子育て施策（案）について、そして、本日用に厚生文教常任委員会資料とさせていただきます分、この2つをお手元に配付させていただいているところがございます。主には、こちらの厚生文教常任委員会資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、待機児童の対策でございます。こちらにつきましては、保育士をどう確保するか。もう一つはキャパシティをどうするかというところで、数年前から検討を重ね、そして対策を講じて進めてきておるところでございます。保育士の安定確保につきましては、全職種を対象にした聞き取り等、職場改善に努め、現在もそのような環境づくりを、魅力ある環境づくりを進めているところがございます。

そして今回、議題としていただいております、報告させていただきます案件ですが、施設のほうになります。老朽化の施設2施設、先ほど申しました磐城第1保育所、當麻第1保育所の2施設でございます。こちらを私どものほうでは、民間による建替えを検討しております。そちらの規模につきましても考えておりますので、ただいまから資料に沿って説明

をさせていただきます。

まずは、委員会資料を見ていただけますでしょうか。1枚目に地図をつけさせていただいております。こちらは、葛城市内における保育施設、どこにどんな施設があるかという図でございます。こちらは旧新庄地区、旧當麻地区と分かれておるわけでございますが、旧新庄地区は私立3園が保育施設、プラス、来年4月から小規模保育所、新庄せいかナーサリー、そして、奈良文化幼稚園、こちらは令和5年4月に認定こども園化ということをお伺いしております。また、旧當麻地区は公立の3保育所、そして来年4月からは磐城認定こども園という磐城小学校附属幼稚園を認定こども園化いたします。そして、同じく4月からアートチャイルドケア奈良葛城保育園の小規模保育所という形になっております。

次に、2ページ目をお開きください。こちらでございます。こちらは、私どもが整備を計画しておりますキャパシティーを示しておる表になってございます。

まず、上の表でございます。上ですが、ニーズを表しております。1行目は、公立保育所の申込人数、2行目、私立保育所の申込人数、そして小計。その下には、公立幼稚園の申込人数を上げております。そして推計、今は令和4年の見込みまでは実数になっておりますが、そこから先の令和5年、令和6年、令和7年というところは推計になってございまして、例えば、保育所の申込人数は、前年までの平均値を入れさせていただいての伸び、そして、公立幼稚園のほうは25人減ということで記載しております。

そして、その一番下ですが、市外の保育所に通っておられる方ということで記載をしております。幼保含めまして来年度は大体1,354人の見込みを持っておりますが、令和7年には1,379人になるだろうと予想をしております。こちらの予想につきましては、国の資料、4ページ目でございます。国の資料をつけさせていただいております。厚生労働省ですが、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会というので、保育を取り巻く状況についてまとめておられますので、そちらからの資料を引用しております。そちらによりますと、令和7年までがピークだと国のほうでは計画をなさっておりますので、私どもも令和7年のピークの数字を捉えさせていただいております。

そして、その下でございますキャパシティーでございます。上のニーズに対して、ニーズ、見ていただきましたら一つ大きな特徴としましては、ニーズ、幼保合計のニーズはそんなに変わっていないなというところですので、こちらの上の表から見てとれますのは、保育所のニーズが右肩上がり、そして幼稚園のほうは下がってきているなというところで、合わせましても数字的にはそんなに変わらないなというところでございます。

下には、キャパシティーを入れさせていただいております。キャパシティーでございますが、公立保育所につきましては、磐城第2保育所のみを残す形になり、令和6年4月、公立は200人になるだろうと。そして私立の保育所はそのままですが、令和4年4月から小規模保育所2か所で38人を足しております。そして、小計の850人、もしくは令和7年708人といえますのは、公立私立を含めた保育施設のキャパシティーでございます。その下に公立幼稚園のキャパシティーも記載しております。そして令和4年から認定こども園化いたしますので、1つ段を下げまして、その下に219人というのが、磐城小学校附属幼稚園が磐城認定

こども園になったときの数字でございまして、こちらを今後248人まで持っていきたいと考えております。

内数ですが、保育の内数は括弧をして記載させていただいております。ですので、キャパシティの合計ですが、令和元年には1,620人から始まりますが、令和7年には、いろいろな上の合計額で1,456人という数値を入れさせていただいております。こちらにつきましては、新設を、私どもが民間でお願いします数値を入れていない数値になってございます。

そして、合計から下は保育ニーズに対応する部分のキャパシティを記載しておりますが、令和6年でございます。令和6年に新設必要数200人と書いてございますが、こちらが民間による建替えをお願いするキャパシティとしております。合計で1,156人になりますので、上の保育ニーズの小計のところ、令和4年でしたら1,039人で、令和7年1,139人、100人の増加も見込んでおりますが、十分にそれで対応を可能と考えております。

下のところ、線のところを読ませていただきます。点線のところでございます。考え方でございます。

定員上の待機児童及び一定程度の公立保育所の弾力運用を減らしつつ、令和7年以降、ニーズが下がる可能性、国の検討資料でしたが、新庄エリアに、そして新庄エリアに民間の認定こども園、これは奈良文化幼稚園を指しますが、ができることを考慮しまして、キャパシティの供給の過剰とならないように、新設の施設につきましては、定員を200人程度としてはどうだろうかと考えておるところでございます。

そして、その次の3ページは、先ほど申しました全体の0歳から5歳までの子どもの数というのはそんなに変わっていないというところの実数及び推計を上げさせていただき、4ページは先ほど説明したとおりでございます。

このような中、今、5ページをお開きいただきたいんですが、それであれば、今、どれだけのキャパシティがあって、どれだけの人数の方がご利用されているかという表を示させていただいております。上から保育施設、公立、私立、そして幼稚園、そして最後に、奈良文化幼稚園も記載させていただいております。総じて言えることですが、保育施設におきましては、定員の弾力化運用により1.2倍の園児を受入れていると。幼稚園のほうのニーズは45人ぐらいで推移しているのではないかとこのところでございます。

次の6ページでございます。皆さん、今市民の方の保育ニーズをちゃんと満たしているかどうかというところの部分になるんですけれども、こちらでは、公立の3園のご希望の状況を載せさせていただいております。磐城第2保育所は、ほぼほぼ第1希望が多うございます。磐城第1保育所は第2希望まで、そして當麻第1保育所のほうは、第3希望までというニーズとなっておりますところでございます。

次に、7ページでございます。7ページでございまして、施設別で、旧新庄町エリア、旧當麻町エリア、どちらのエリアの方がその施設をご利用なさっているかという表をつけさせていただいております。上のほう公立ですので、旧當麻地区の公立保育所になりますが、大体2割が新庄の方、そして、残りが當麻の方が利用されているような状況です。

次に、私立の保育園でございます。大体9割から多いところでしたら98%まで旧新庄町の

ところの方がご利用なさっているという状況でございます。

その次でございます。その次なんですけれども、公立、民間との比較という表を9ページに載せさせていただいております。こちらのほうでございます。こちら、私どもが計画しております200人規模の施設を新設する場合、公立と民間とではどのような差があるかという表になってございます。

まず、サービス面です。公立におきましては、市において柔軟な対応が可能となることです。民間の場合でございます。病児保育などを条件としつつ、民間独自の提案を受けることで質の拡充につながると考えております。

次に、人事面でございます。保育士でございます。公立ですと新たに30人程度の保育士の確保が必要となります。民間ですと、本市の待機児童の主要因である保育士の集約化ができますので、待機児童の解消につながると考えております。

そして、財政面でございます。建替費用、イニシャルコストでございます。公立の場合は、費用負担、市が10分の10でございます。一部補助があったとしまして、約7億円、新築の部分の6億円部分は市の負担となろうかと考えております。民間でございますが、民間にお願いした場合は、市の負担は4分の1、もしくは12分の1、待機対策ということであれば12分の1とお伺いしております。基準額は3億円ですので、そちら4分の1の場合は8,000万円、12分の1の場合は3,000万円の費用負担で済むという形になります。

次に、運営費、ランニングコストです。費用負担は、市でしたら10分の10で年間いって1億2,000万円ほどの支出がございます。民間ですと、そちらも県、国、市で負担いたしますので、市は4分の1となり1億2,000万円のうちの4分の1、3,000万円ほどの負担で済むと。これを概算費用として10年間の比較をいたしますと、公立では約18億円かかると。民間では3億3,000万円という、こちらは費用面の比較となっております。

そして、最後の説明とさせていただきたいのですが、8ページになります。この2つの大きな課題に対しまして、3つの施策を打っているわけでございますが、1つ目、施策1といたしましては、小規模保育所2か所ということで、令和4年4月から2か所、こちらは決定しております。

そして、施策2でございます。磐城小学校附属幼稚園の認定こども園化でございます。こちらにつきましては、教育委員会と連携し、検討を重ね、今年にいろいろ改装とかもするんですけれども、来年4月から幼保連携型の磐城認定こども園というところを進めております。

そして、施策の3つ目でございます。先ほどご説明させていただきましたが、再度になりますが、まとめて説明させていただきます。まず、磐城第1保育所ですが、磐城第1保育所と當麻第1保育所の老朽化なんです。磐城第1保育所につきましては、ただいま定員90人でございますが、こちらを磐城認定こども園、公立の磐城認定こども園に吸収移行をさせていただきたい。いただく方向で考えておまして、そして、當麻第1保育所につきましては、こちらの定員90人という部分ですが、先ほど2ページで説明させていただきましたとおり、私立認定こども園へ移行、キャパシティは200人ということを考えております。そして、磐城第2保育所につきましては、そのままの公立の保育所定員200人ということになってご

ございます。こちらの3つ目の部分を今回ご報告させていただきましたわけですが、民間移行への今後のスケジュール感といたしましては、今年度中にプロポーザルを実施し、業者選定を図り、業者の決定までを予定しております。そして、2年後の令和6年4月の開園を目指しておるところでございます。場所につきましては、當麻小学校区エリアを予定しております。そして、保護者様への説明等におきましては、今後重ねてまいる方法を、そこからアンケートというもので、どういったことをご希望を持っていられるかというところを聞き取らせていただいて、それで可能なものであれば、プロポーザルに役立てようと考えておるところでございます。

以上、私どもからご説明させていただくことは以上でございます。よろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいま報告いただきましたが、当委員会で初めて報告いただく内容となりますので、それを踏まえた上で、何か確認事項等ございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。一般質問でも多々いろんなことを聞いたんですけど、再度、あれから、あんまり時間たっていないので、答弁はあんまり変わっていないかもわからないですけども。

まずは、新たな質問、4ページ、今説明していただいた4ページ。ご説明いただいて、子どもの数は大体変わらないと。ただお母さんが働く率が上がっていくから、保育所に預けてくる子が増えるよという話なんですけども、4ページのこのデータというのも、これ平成31年3月のやつなんですかね。これ、コロナ前の話なんです。違うんですか。いや。ここ最近の。ほんなら、これは、コロナのあれも踏まえて、それも踏まえたのがこのデータということによろしいですか。分かりました。それやったらいいです。

ほんなら次に、今から民間に委託していくという方向性だと思うんですけども、公立の保育所やったら公共施設なので赤字でも経営していかなあかんんですけど、民間はそうはいかんと思うんです。そういう観点からしても、今僕ずっと言っているのは申込みの時期ですよ。今は私立と市内の保育所で時期が違うんですけど、僕何回も言っているんですけど、それをちゃんと取りまとめて、民間がせっかく来ていただいて、赤字にならないように、それ今の新庄地区も同じくなんですけども、そういう考えでやっていくというのをもう前から言っているんですけど、そこの考え、最近聞いたばかりなので、何も変わっていないかもわからないんですけども、その辺をちょっとお聞かせ願ひたいのと、もう1個は、市外に行っている子どもたちもいるわけじゃないですか。逆に市外から葛城市で受けているお子さんっておられるんですかね。この2点お願ひします。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 申込みの時期でございます。申込みの時期、一般質問でもお答えさせていただいたんですけど、待機がとうに出ている市などは、委員がおっしゃるように取りまとめてやっていらっしゃるところございます。そのやり方も含め、そして人員、そうなるとすると全ての負担が職員になりますので、どういったことが、どのような人数で可能かをしつ

かり勉強していきたいと思います。

以上でございます。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 2点目につきましては、資料を探しておりますので、後ほど、見つけ次第
答えさせていただくということで、大丈夫でしょうか。

奥本委員長 いいですか。

では、杉本委員。

杉本委員 ちょっと前も言ったんですけど、新庄地区の保育所の申込状況は1日なんですよね。なおかつ、ここ、ここってもう何て言うんですか。1回なんですよね。でも、當麻地区は受け皿としてあるという、この前答弁だったんですけども、當麻地区は第1、第2、第3と希望を出せると。新庄地区の方は1回で、新庄地区の保育所、駄目よって言われたら、次は當麻地区というのが僕あんまり流れとしてよう分からんし、次に、民間、當麻地区に當麻小学校区と言われたんですけど、つくったときにどうなるのという。もう下手したら、もう3回申込みの時期あるん違うのって思ってしまうんです。でもやっぱり人員とかもかかるかもわからないんですけど、まずは今後のデータ取りも踏まえて、やりやすくなると思うので、まずは受けて園に振るという形にしないと、不公平さが出る。ほんでまた奈良文化幼稚園も認定こども園で受け入れてもらえるんでしょう。となったときに、この受入れ時期がばらばらというのが本当にぜんぜん意味分からなくて、不公平になってくると思うので、それは前向きに考えていただきたいです。

ほんで、先ほどプロポーザルにかけるっておっしゃいましたけども、どんな条件なんですか。何をどこにという話を今年度中に決めなければならないんやったら、もう僕らの頭の中ではこういう条件だなんて、もうそろそろ分かっていないとあかんはずなんですけども、どういう条件で何をプロポーザルされる予定なんですか。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 プロポーザルの件でございます。今分かっているところは、場所は當麻小学校区内でございます。そして、キャパシティは200人でございます。その他につきましては、いろいろないいご提案をいただいたのがありますので、それをぜひ採っていききたいなという思いと、あと今申しておりましたアンケートを実施することによって、どういった要望があるかということも分かりますし、それが実現可能であれば、その条件も入れたいなと思っておりますので、希望としましたら、前回のサウンディングの調査の後ご説明させていただきました病児・病後児保育というところができる可能性があれば、そこもやりたいとは思っておりますが。

必須。それはやりたいと思っております。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 そのいい条件とかいい提案というのを聞いたかったんですけども。當麻小学校区に造るって分かるんですけども、例えば保育所なのか認定こども園なのかという話になってくる。そこからは先にもう踏み込んだ議論をしないと、いつまでもその認定こども園か保育所か分か

らん状態ではわっと進んでいくんじゃないで、もうその条件の中でも保育所になりそう、なりそうとか言えないと思うんですけども、その方向性を決めていただかないと、校区の問題も、谷原委員おっしゃるみたいに、給食の問題も夏休みの問題もあるわけじゃないですか。それを納得させる、していただけるようにして行って進めていかないと、また、急にばんとこうなりましたって言われたら、もうきゃーっと言わなあかんでしょって話なので、言える範囲でもうそろそろ進めて行ってほしいんですけども、いいですかね。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたしました。先ほど私の説明で欠けておった部分があると今気づいております。申し訳ございません。200人キャパシティーで認定こども園をお願いするということでございます。

奥本委員長 今、杉本委員の最初の質問のところ、新庄地区は1回、當麻地区3回というところは、これ、市でまとめて振るというわけにいかないかということに対する答弁が抜けていると思うんですけども、もういいですか。

(発言する者あり)

奥本委員長 了解です。先ほどの他市から通っていらっしゃる子どもの数というのはもう出ましたか。吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。先ほどの補足説明でございます。市外に通っている子どもなんですけれども、令和3年11月時点で、公立保育所は4人、私立保育園で41人と、合計45人になっております。

以上でございます。

奥本委員長 市外からこちらに。

吉村子育て福祉課長 そうです。

奥本委員長 杉本委員よろしいですか。

杉本委員 とりあえず。他の方もあると思うので。

奥本委員長 ほかに。

谷原副委員長。

谷原副委員長 ではちょっと質問させていただきます。私も一般質問で取り上げましたけれども、その時点では、この委員会に諮ってからというのがあったので、全く細かいところまでの説明はありませんでした。

まず最初に申し上げたいのは、私は改選前の議会でも厚生文教常任委員会での協議会の中で今待機児童を解消するために、當麻第1保育所及び磐城第1保育所の老朽化と併せて検討しているんだということで3案ほど出てきたんです。その3つの案というのは、それぞれの保育所を建て替えること。2番目が統廃合して公立として建て替えること。3案がもう2園とも廃園にして、休止して、そうして民間にもうお任せすると、誘致すると。ただし、その場合は誘致する業者が手を挙げなかったら、いるかどうか分からないまま議論することができないから調査させてほしいということだったと思います。8月に調査をして、9月議会でその結果をお聞きしました。そこで議論はとまっていたと私は思っていたんです。つまり、

そもそも2つの保育所を廃止するという点についても、これは重要な事項ですよ。実際利用者がおられるからね。そのまま10月に募集入っているわけです。

一般質問で言いましたように様々な臆測が、やっぱり新規入園される方の保護者及びその例えば家族から、どうなんだというふうな声があったんです。ところが今度議会があって、今回初めてですよ、初めて2園を廃園にして、それも保育所ではなくて認定こども園として私立を誘致するという事なんです。私としては、議会として1個階段外されたような気持ちでいます。そもそも3案をどうするんだという議論がなくて、これ突然出てきてもうこの年度内に、年度内にですよ、もうプロポーザルにもうやりましょうということですよ。この間で議論せなあかんのです。ここだけで。

私それでは、本当に利用者のことを考えた場合に、先ほど気持ちがついていかないということを行いましたけれど、そういう問題が起きることなので、やむを得ませんから今回この場でしっかり議論することが必要だと思いますので、幾つか質問いたします。

これは最初確認なんですけども、令和6年度に新しく民間の方にやっていただくということですから、令和6年にはこの2園は廃止すると。先ほどのスケジュール表を見ましても、要は磐城第1保育所に今行っておられる方は、磐城認定こども園に移っていただくという図ですよ。令和6年にはね。8ページの分ですよ。當麻第1保育所については、今度来られる私立の認定こども園に移っていただくという流れ図になっているんです。つまり、もう今入っておられる方はこちらへ移ってくれということですよ。これは確認ですよ。この8ページのところ。そう書いてありますから、これちょっと確認させてください。今利用者の方は、令和6年、認定こども園に磐城第1保育所は移れ、當麻第1保育所の人は認定こども園に移りなさいとこう書いてあるので、これ確認させていただきます。

それから、2つ目ですけども、先ほど保護者の説明というのがありました。移ることも含めて、私は本来は経過措置があつてしかるべきだと思っています。全国の様々な保育所の廃止とか統廃合とか、いろんなことで、やっぱり保護者の方々が思われるのは、そういうことだろうと思うんです。

私はまず、なぜ、しおりにああいう書き方をして、正確なことを出して募集されなかったのか。少なくとも1年後ぐらいまで含めて間を取る必要があつたんじゃないですか。そら保護者の方も考えますよ、いろいろと。やっぱり保育所の問題は深刻なんです。保護者にとって毎日のことですから。自宅と保育所通いと職場と、共働きの中でやっぱりいろいろ考えながら選ばれるわけです。右から左というふうに行行政の都合でやられるのは、私はいかかなものかと思うから、事前にそういうことが必要だと思うんですが、この点について、保護者への対応をもう一度、移ることも含めてどう考えておられるのか。この案ではそういうふうなことになっていますので、お伺いします。

それから3つ目ですけども、私は民間の保育所、これを誘致するのは基本的に賛成です。なぜかと言うと待機児童があるわけですから、当然シンプルに言ったら今の公立も含めて私立も含めて、受入れができていまして、待機児童が出ていますと。では民間の保育所を1つ誘致しましょうね。これだったら極めてシンプルで分かりやすいんですよ。

ところが、2つ公立保育所を潰して、1つ200人、キャパシティーの大きい、ここの200人のキャパシティーができるのかどうかということも含めてありますけれども、保育士の確保とか、いろいろあると思うんですけど、これが言わば民間の事業者のために、というのは経営が成り立つようにするために、公立の保育所のキャパシティーを全部なくして、200人のキャパシティーの認定こども園を造るということに見えるんですけども、この認定こども園にすることについて、ちょっとお伺いしたいんですが。これ、幼稚園の従来幼稚園教育を受けていた1号認定の子と、保育を必要とする2号認定の子、両方を受け入れるのが認定こども園です。そうすると、今、當麻小学校区に造るとおっしゃいましたけれども、幼稚園の定員は減っていつているんです。今回のこの資料を見ても分かりますように、年々減っていきます。定員もちょっと減らしておられます、この計画の中で。そうすると、當麻小学校附属幼稚園もあります。認定こども園も磐城小学校附属幼稚園から認定こども園になって、幼稚園の定員もあります。そこへなぜ認定こども園、また、私立で入れるのかということなんです。要は減っていく幼稚園の希望者、定員今も満ちていないんです。半分以下のところもありますよ。そこにまた再度大きなキャパシティーを定員でつくる認定こども園を誘致する。そしたら當麻小学校附属幼稚園、定員があるわけですよ。これ奪い合いになりますよね。保護者も考えますよね、どっち行かせようか。そしたら、これどう考えておられるのか、この整合性を。このことについて3点お伺いいたします。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 3点ご質問をただいまいただいたところでございます。

まず、1点目ですが、時期のことをおっしゃっていただいております、令和6年4月をめどに進めますが、必ずしもその4月に閉園というところが決まっているということではございませんので、今後それをめどに動いていくというところではございまして、そちらは閉園というところになりますと、未定でございまして。

次に2点目、事前の対応、保護者対応についてお伺いいただいております。委員かねてからおっしゃっていただいておりますのは、今年10月に募集いたしました。来年度の入所の児童の保護者に向けてのしおりの中で、私どもが書いている一文についてでございます。そちらの中には、磐城第1保育所、當麻第1保育所につきましては、現在、施設の老朽化が進んでいるので、あり方、施設のあり方を含め検討しております。方向性が決まればお知らせをするというような文章になってございます。ですので、今後は先ほど述べましたように、保護者へお知らせ、アンケートというのを考えておまして、それがより希望を吸収できるような形になればいいなと思っております。

あと3つ、認定こども園でございますよね。認定こども園につきましては、私どもの今保育所というので、保育を提供しているんですけども、それを保育だけじゃなくて教育も提供してもらうというところで考えておる部分でございまして、決して民間がどうこうという、民間の経営がどうこうというところではございませんで、私どもの200人といいますのは、待機、公立保育所に出しております弾力運用の部分と、そして、今持っている施設の部分と、そして、市外に行かれていますお方もそういったニーズがあろうというところで、できれば

200人あれば、計画上は数値的に、これも予定です。推計ですので、推計ですが、我々どもはそういう考えでやっております。

その中で、3つ目のお答えで認定こども園の選択肢と思っておるんです。私どもでは、葛城市には5つの小学校区に5つの公立幼稚園ございますので、公立幼稚園を選択したいという選択肢はそのまま公立で同じ小学校区にございますので、選択肢の1つとして、そのまま當麻小学校附属幼稚園というのは公立でそのまま、そして新たに選択肢として、民間の認定こども園という部分が増えるという考えでございます。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 回答ありがとうございます。1つ目ですけれど、私、表を見たときにちょっと驚いたもんだから確認したんですよ。この8ページのところ。先ほどの説明の中でも、令和4年に私立認定こども園を誘致したいと。令和6年4月に開園するということから、そこから矢印が消えて転園になっているんです。この表では移行となっています。磐城認定こども園へ移行、この市立保育所のね。だからそれは、閉園にはならないということは、その時点で残っているお子さんも当然いるというふうに判断していいんですね。つまり……。それも一回確認します。もうここ非常に大事なところなんです。これ全国でもありますよ。裁判沙汰になっているところもありますからね。だからあまり強引なことやったら駄目ですよ。だから、これも一回、だから確認するんです。僕はなくすのに反対だから、あれですけども、とにかくこれがそのままぱつんと、新しい認定こども園が来ました。もうそのときから、こっちも閉園という予定で行っていて、もうお子さんもそっちへ全部移るということなら、これは大事なところだから、もう一回きちっと答えてください。閉園はしませんと。つまり、ずっと通っておられる保育所、利用されている方はそのまま残ると。それはいつまでかということで、次出てきますから。いつまでを予定しているのか、その場合だったら。そのことについてお伺いいたします。

それから2つ目ですけれども、保護者対応アンケートを取るとおっしゃってました。これはもう市としてやるということで進めているから、そこはちゃんと意見聞きましようということだろうと思うんですが、今年度入園希望されている方がいますよね、當麻第1保育所、磐城第1保育所、その保護者にもちゃんと取ってください。これどうですか。今の利用者だけじゃない。来年度から利用される方、この方にもちゃんと声を聞いてほしいんです。どういう思いであるか。これお答えいただけたらと思います。

それから3つ目ですけれども、これは教育長にも答弁をお願いしようかと思うんですけれども、當麻の幼稚園、今、定員が幾らで、何人ほど在籍されているのか、それが、この當麻小学校区に予定されている認定こども園ができることによって、どういう影響、人数及び教育的な影響があるのか、そのことについてお考えであれば、お伺いしたいと思います。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 先ほど来のご質問でございます。この表をちょっと見ていただきまして、確定している部分につきましては、黒で太枠で囲っております。そして、この目標を私ども

がめどにという部分は点線で囲っておりまして、年数表記もしていないんですけれども、もちろん老朽化している施設ですので、まず、その建物に対する老朽化をどうするかというところから入っておりますので、保護者の方がその部分をそのままずっと使って、そこに行き続けたいという、まずご意見があるかどうか確認をしなければいけないなと思っております。そして、やはりゼロになりましたら、閉園ということにはなるんですけれども、その閉園の時期につきましては、ここでは今即答はできないと思っております。それが1つ目でございます。

2つ目は、来年度の方にもアンケートを取るべきだということでございますので、そちらにつきましては検討させていただきます。

以上でございます。

奥本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 私のほうには當麻小学校附属幼稚園の現在の就学率、それと今後の展望のことをお聞きしたいと思います。

まず、今年度につきましては、當麻小学校附属幼稚園は定員100名のところ34名が在籍というふうになっております。来年度の予定で言いますと、来年度も同じく100名定員のところ来年度は今のところは37名に、3名増えるというふうな予定をさせていただいているところでございます。今後、當麻小学校地区に私立の認定こども園が開園することによって、当然、園児数は、選択の幅が保護者のニーズによって増えるわけですので、減少していくということは想像されるころではあります。ただ、現在の本市の1号認定、いわゆる幼稚園の就学のところを見せていただきますと、先ほどの説明もありますように、新庄地区に今文化幼稚園が私立でございまして、これは令和5年度から認定こども園になるということなんですけれども、この文化幼稚園に今在園している子どもたちの地区別に数を拾いましたら、忍海小学校区からは現在3学年全体ですけれども10名が今通われている。新庄小学校区からは26名が通われている。新庄北小学校区からは14名、そして、磐城小学校区からは15名が通園されていて、合計65名通園されていることとなります。當麻小学校区からは、現在通園されている園児はいないということでございますが、この當麻小学校区に私立の認定こども園ができますと、近くにできるということで、現在文化幼稚園に通われて、私立を選ばれている當麻小学校区の保護者の方おられないんですけれども、保護者のニーズに合わせて、当然、通われる方がおられるとは思いますが、現存する、現存するというか、當麻小学校の附属幼稚園については、人数は少なくなりますけれども、引き続き、公立の幼稚園として教育を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 最初、まだほかにも質問あるんですけれども、ご意見だけ申し上げておきます。ひとつ今、井上部長のほうから、この表にあるのは、点線で囲っているのは未定だということなんです。要望ですけど、私は當麻の、落ち着くまで少なくとも保育の需要が落ち着くまでは、これはやっぱり必ず保育は行政として受け入れる責任があるわけですから、これについては、

公立保育所を存続させる方向で考えてほしいと。存続するのは難しくても、少なくともさっき言ったようにぱちっと足を切るみたいな形で保護者を転園させるということは絶対に避けるべきだと思います。

それから、今おっしゃった老朽化の問題。これはずっと言われてきているんですよ。でも議会で取り上げられたのは、保育所の待機児童問題に関わって、この問題が取り上げられたりしましたけれども、基本は今もいらっしゃるわけですから、利用者が。それをほっといて、新しくできるからほっといて、何もしないんだというふうに僕は聞こえたから、これは今すぐでもやるべきですよ。お子さんがいらっしゃるわけだから。これまで放置してきたわけですから。耐震補強なり、それなりにはちゃんとすべきだと私は思いますよ。それは無駄だとおっしゃるかも知れないけど、行政的な無駄と思うのはそれは財政的な判断であって、本来利用者がおられて、今でも危ないんだったらきちっとすべきだし。それから、リズム室がないとかいうふうにおっしゃったけれども、それは今定員を多く受け入れている状況があるからリズム室を保育室に変えているわけで、これを定員を減らしていけば、リズム室もできるわけですよ。だから、そういうことも含めて、私としては、しばらく、望むところはずっと公立保育所の使命はあるわけですから残していただきたいし、万やむなしとしても非常に乱暴な形でやってほしくないというのは申し上げておきます。これは保護者の方はどう思われるかというのもまた、いろいろ保護者の方もお考えでしょうけれども、私はやっぱり少なくとも行政としては、慎重にやるべきだと思います。

それから2番目は、保護者対応、新規に入園される方もアンケートを取っていただくということですので、その方の声は丁寧に聞いていただきたいと。新たにこの磐城第1保育所と當麻第1保育所に入所希望された方がおられるんでしょう、来年4月から。この方たちはこういうことを知らずに申し込んであるんですよ。うわさとしては老朽化と書いてあったから建替えだと思って、建替えだろうと思って入れた人がおるわけですよ。私の耳に入っているわけですよ。こんな重要な情報がある意味ではその時点では隠しておいて、来年4月から入所される方がおるわけやから、この方たちの意見をちゃんと聞かないと駄目ですよということなので、これはぜひやっていただきたいと思います。

それから3つ目ですけど、認定こども園のことですけども、當麻小学校附属幼稚園については、人数が減っても存続させるということでもありますけれども、私が心配するのは、あまり人数が減って、やっぱり子どもの集団、この集団の中で子どもがもまれて育つというところありますから、だからそういう集団教育が大きく崩れるようなことがあってはならないという懸念を持っていますので、私としては、認定こども園よりも、最初に言ったように、待機児童が増えているんだから単純に私立の保育所をここへ誘致すれば、非常にすっきりした形で待機児童解消ができるんじゃないかという考えを持っています。ちょっと認定こども園については違和感を持っているということだけ申し上げておきます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 これ8ページの図面見たら、當麻第1保育所が結局認定こども園に、この図面からいった

ら、令和6年ぐらいから移行という話。もう令和6年といったら2年ちょっとしかないねけど、これ民間に移行するとしたら施設もないねけど、そんなん絵描いているだけで、例えば、言うてみたら、受入れ、その代わりに何かするわと言う業者というのをある程度決まっていなかったら、こんなん描かれへんのと違う。ある程度は決まっているから情報とか何か持っているかな。持っていなねやったら、こういうふうな書き方したら、決まっているような話、谷原副委員長も先ほど言うてはる話もそうやけど、それなら、これ當麻第1保育所自体、耐震も含めて非常に問題点があんねけど、これまだまだ延び延びになってくる可能性があるのと違うかなと。だからその辺で言うたら、現実これ描いているけど、無計画に近い計画図面と違うかなと私は見るわけやねんけど。やはり、ある程度これ現実に募集して、どこの幼稚園かさせておくんなはれというのも、ちょっと問題点があんねけど、それと受入れもある程度、積極的にやるわというところも考えんなんのも事実やねけど、実際公立でやったら補助金というのは大変少ないと。私立に対して市から補助金、国から受けた補助金をそのまま渡すという形あるから、民間がこれは現実に言うたら国の補助金制度に問題があると思うねけどな。同じ施設造るのに補助金があるところとないところがあるということは。そんな国の制度にやいやい言うたかてしょうがないけど、現実にはこれ、認定こども園に移行するというふうな考え方を持っておられるけど、こんなとおりに相手があることやからできるんかどうか。できへんかったら、當麻第1保育所そのまま活用するねとしか見えないねけど、どのように考えておられるか、その辺について。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 ただいまの西井委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、こちら、民間の事業者、どこかあるのかというお問い合わせであったと思います。私どもでさせていただいたのは、8月にサウンディング調査というのを実施させていただいて、どういったご意見、民間で出てくれはったり、こんないい意見をいただいたりというところで、サウンディング調査を実施しました報告というのを、さきの9月の厚生文教常任委員会の中でご説明させていただいておりますが、そのときに民間の5者から意見をいただきまして、そのうちの4者までが、幼保連携型の認定こども園というところをおっしゃっていただいて、そして、なおかつ令和5年4月からというところは1者で、令和6年4月にできればというところが残り3者ございましたので、そういうところからしましても、令和6年4月を目指したいなというところで計画をつくっているわけでございます。ですので、サウンディングでは、プロポーザルは今後になりますが、サウンディングではそういったお声を聞かせていただくことができましたので、このような計画ということにさせていただいております。

以上でございます。

奥本委員長 西井委員。

西井委員 その方向で、これ大変難しいねけど、やはり、それと、その施設をどの場所にするかということも含めて、ほんで、現実には保育所、前も申し上げましたように、當麻第2保育所は若干人数が減ったからというので、協力的に補助金返還せんでもいい厚生労働省同士ということで、当時、シルバー人材センターでということ、地元としてもそういうふうな話があ

って、今後何かのときにはそういうことを頭に入れた中で考えてくれということは当時、吉川市長のときに、たしか議案も出てくることでその話をさせてもろて、十分それは完全になくすのではなく、何かのときにそういうふうな地域のことも含めて検討するわということで、その辺も含めて、場所の選定も、その辺の地域の意見も聞きながら、受入業者もそれで納得してもらえるかどうかを細かい点を、大変いろいろな形の中で話し合いせんなん問題があんねけど、そういうことをいろいろ考えたら、令和6年でそんなんでできるのかなと思っておりますが、できれば令和6年にはそういうふうに移行できるように。現実には、當麻第1・第2保育所地域から見たら非常に不便をかけて、遠いからという声はよく聞くわけやね。しかし、遠いけども善意的にしようがないわと思って、おばあさんとかが送り迎えされてるというのも事実あるわけです。その辺をもうちょっと、どう言うか、本来當麻町の時は2園があったからということやからね。その辺も含めて今度、私立認定こども園としたら、その辺も含めて場所選定も、やはりそういう声も含めた中で検討してもらわんと。

それと、今も言いましたように、その形でやるとしたら、もっとどう言うか、方向性をきちっと示しながら、きちっと計画を立てなかったら、いつまでも危険な當麻第1保育所の状況で子どもを預かるということは、もし何か大きな地震等があつて、そういう施設で子どもを預かっていたということ自体の問題になるということだけ留意しながら、前向いて進む、どういった方向性が出るごとに、出るように早く進めた中で報告してもらいたいと思っております。

以上です。

奥本委員長 もう答弁よろしいですか。

西井委員 何か答弁あんのやったら、してもろてもいいし。なさそうやったら。

奥本委員長 部長、何か答弁ございますか。

今、西井委員おっしゃったように當麻のほうに私立の認定こども園ができるということに對しまして、かつては當麻第2保育所というのがあったわけなんです。それと地域の事情がやっぱりありますので、その辺も検討しながら、きちっと進めていってほしいというご要望でしたので、その辺りまた報告も含めて、こまめにお願いしたいと思います。

ほかに。

藤井本委員。

藤井本委員 私もお話を聞いて一番気になるところがやっぱり移行というところなんですよね。点線やからまだ決まっていないねんと。部長も。これは難しいと思いますよ。そもそもの出だしが耐震化という部分と待機児童の解消というところから始まっているので。谷原副委員長も先ほど質問されているけど、私やっぱり大事なところだと思います。そこはね。部長で答えられない部分があると思う。早くもう移行してもらって、そっちへ行きたいという人もあるやろうし、そうでないという人もあるわけです。ここはアンケートで聞くと。アンケートで聞いて、これから決めていきますねんということやけども、いわゆる移行期間と言っているのか、移行準備期間と言うんですか。選択をできるような、こういう期間を持つということも考えているのかどうか。ここは一番、私にとっては一番大事なところで、部長ないし副市

長、何かご答弁いただけたら、アンケートの結果そういうこともあり得ますよと。両方行くときもありますよということも答えていただけたら、ありがたいです。

奥本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 我々もそこは非常に慎重に考えているところです。決め打ちで、もう絶対何が何でもというわけにはいかないだろうと思っておりますが、やっぱり根本的なものは、まずはその耐震化、老朽化のところから来ておりますので、そこについてもやっぱり考えないといけないと。なので、しっかり皆さんの意見聞きまして、新しくできたところに行きたいという方もやっぱりいらっしゃると思いますし、ちょっと想像するに、老朽化したところにずっといたいという方が、愛着があってというのがいるかもしれませんが、そういう方の話も聞きながら検討してまいりたいと思います。

奥本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 耐震のことについては、もう長年言っていて、待機児童も長年言っていて、同時に進んでいるという背景もございまして、ずっとやっていて幼児教育無償化になる前からずっと待機児童云々かんぬん、認定こども園でずっとやっていて今に至るんですけども、最近、最近と言ったらあれなんですけども、磐城の認定こども園ができて、奈良文化幼稚園も認定こども園になると。そうなったときに、谷原副委員長もおっしゃったみたいに僕かなり揺れていて、民間にそらプロポーザルしたら多分認定こども園、僕が社長やったら認定こども園にすると思うんですけども、市からしたら、認定こども園と保育所という選択肢があって、ちょっと言い方悪いかもわからないですけども、認定こども園にしようと思った理由。逆に言ったら保育所やったら駄目ということですよ、極端な話。それで僕もずっといろいろ調べたり見たりして、昔は認定こども園1個は造ろうよという勢いでやってたんですけども、もう今できて、ほんで待機児童の問題でいろいろ考えて、地区の問題とか見たときに、認定こども園なんかどうなんかとすごい揺れていて、僕の中の質問の最後なんですけど、副市長でもいいんですけども、僕を説得というか納得させてほしいんです。多分、僕そこに関しては谷原副委員長も多分、特にやと思うんですけど、あんまり納得していないんですよ。僕はずっと悩んでいるからあれなんですけど、谷原副委員長はもういや保育所だと一貫して言われていたから。僕はでも、もうこう出来上がってきて状況を見て、ただまあ今緩和しやなあかんところもいっぱいあって、磐城第2保育所の交通問題もありますし、いろいろある中で、何かは當麻地区にその耐震と絡めて要るんですけども、そこが認定こども園なんか保育所なんかあって、皆さんの意見は僕分らないですけど、僕悩んで、どっちなん。でももう時期を見ると、もう手後れぐらいの勢いなので、もうちょっと一回僕を説得というか納得させていただきたい。なぜ認定こども園でいくのか。僕は個人的には、民間に頼んだら、そら認定こども園にするよねというのは、意味分かるんです。でも、それに市がそうだって納得したわけじゃないですか、極端な話。いや、じゃなくて保育所を造ってほしいってわけじゃないじゃないですか、今のところ。それを一回さらにして教えていただきたいです。

奥本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 私の頭の中には前提として、民間だったら認定こども園というのではないと思っています。サウンディングでも民間で保育所という希望のところもありましたので、民間が経営的に認定こども園をしたいからという前提は私は持っていません。

じゃあ認定こども園と保育所、どっちがいいのかというのを考えたときに、もうシンプルに、認定こども園というものは1号、2号、3号、受け入れられる。保育所というものは2号と3号。なので、もう頭の中で考えると、例えば保育所に通っていた方がもう就労しなくなりましたと。じゃあ保育の2号、3号の条件整わなくなりましたとなると、2号なら2号、3号はあれですけど、じゃあ1号になってしまうので。ということから考えると、市民のことを考えると、認定こども園であるべきだろうと思っています。なので、我々としては、行政のことを考えると、先ほどいろいろご意見いただいているみたいに、じゃあ幼稚園をどうするのかという問題もありますけれども、市民のことを一番に考えると、使われる方のことを一番に考えると、保育所と認定こども園、保育所が悪いというわけではないですけども、どちらのほうが今の時代のニーズに合っているかということ、認定こども園なのかなということで、認定こども園ということで提案をさせていただいております。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 どっち側から見たらという話やと思うんです。だから僕はずっと悩んでいるのは、市民側から見た場合とこっちの僕が今いる席から見たときの、いいところ悪いところ、ぼこぼこ出てくるわけで。でも、見た目によって色違うという感じやと思うんです。ただ1つだけ僕が最後にお聞きしたいのは、民間が認定こども園というのは、僕の経営的なイメージだけの話で、決めつけているわけでも何でもなくて、今後何十年とか見据えたときには、やっぱり認定こども園のほうがこれからは、先ほど副市長も主流になったということは、そっちに寄っていくじゃないですけども、そういう動きはあるんですかね、ぶっちゃけ。言えなかったらいいんですけど、僕はそういうところも目線に入れてもちろんやられていると思うんですけども、目の前のことを考えたら確かにいろんな問題ありますよ。聞いている限りでもね。ただ10年とか20年とか考えたときに、保育所でいくのか、認定こども園かでいくかというのはもちろん選択肢に入っていて、そっちのほうがいいという判断の下で動いているという考えでよろしいですかね。

奥本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 確たる数字は持っておりませんが、記憶で申し上げますけれども、じゃあ保育所と認定こども園、今どっちが増えているか。新たに建てるかというのと認定こども園。それはそうなんだろうと思います。政府としても、ここ数年の間で認定こども園という制度、新たに作ったのも将来的にはそっちに移行しようということだろうと思いますので、将来のことを考えても認定こども園というほうがいいのかと思っております。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 最後言いつ放しになると思いますけども。最初に僕が議員になったときに比べても全然変わってきていて、もちろんそのいろんな柔軟な対応をされていて、僕の中では、これただの夢物語ですけども、第3の形ができてくるって思っているんです。これからの動きでね。

その前に今も認定こども園のほうが足輕いのかなと思ったりもするんですけど、やっぱりそういう先のビジョンを踏まえて、何が言いたいと言ったら、そういうところも踏まえて考えていますよというのが、何かみんなに伝わっていなかったかなとすごい思うんです。市民の皆さんの目から見て、今、皆さんおっしゃったことというのすごい分かるんですけど、やっぱり目の前のことと次のことって考えた時という話をちゃんと段階に分けて言わないと、多分見てはる方もちょっと伝わりにくいので、これからはそういう考えもあるよって。僕は基本的には認定こども園と思っているんですけども、やっぱりいろんな声聞いたら、どっちから見るかによって色違うという話だと思うんですけども、さっきの1.5倍ぐらいは納得しました。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかに。

谷原副委員長。

谷原副委員長 私ちょっと給食のことで一般質問もしましたので、磐城認定こども園のことはちょっと僕は問題があるなど。まだ詰めておくべきことはきちんと行政詰めていただきたいんですが、今度例えば認定こども園を誘致すると。その場合、給食というのは自園調理が私はいうように原則だろうと思っているんです。保育の場合は長く預かるし、いろんな事態、不測の事態があるので、基本は自園調理だと。認定こども園でも自園調理やっておられるところ、大和高田市立のところもそうだし、磐城はそうではないから私は取り上げたんですが、今度誘致される場所はそれをやってくれるということを条件つけているのかどうか。いや、それとももう業者にそこまで詰めていなくて、自由ですよというふうになっているのか。

今は規制緩和されまして、必ずしも認定こども園であっても自園調理でなくていいということになっていますけれども、全国でこの自園調理やっていないことに対して厚生労働省がちゃんとアンケートを取っているんですよ。利用者とか保護者とか、アンケートを取ってホームページに公開されています。やっぱり外部搬入となると油物が多いとか、子どものアレルギーの対応とか、あるいは温かいものがすぐ出せないとか、あるいは災害時等不測のときに子どもに給食が提供できなくなるとか。やっぱり様々な声が上がっているんです。唯一メリットは何かと言ったら、要はコスト削減ができるということなんですよ。外部搬入はね。だから僕は子どものことだから、子どものことを第一に考えたい思いがあります。だからお金のこととか出てきましたよね。それは私も議員だから分かるんだけど、どこに重点をとるかでね。

例えば認定こども園につきましても、これは質問しますけれども、どれだけ保護者がそれだけの数いらっしゃるんですか、葛城市で。先ほどあった1号から2号に移る。2号から1号に移る。それが便利だ便利だって皆さんおっしゃるんです。それは親にとってメリットだけど、本当に何人おられるのかということですよ。むしろ全国の認定こども園のいろんな問題を見てみますと、生活時間が違うことからくる教育上の様々な行事の準備の問題とか、あるいは保護者会の問題だとか、いろいろあるんです、教育の中身にとっては。

だから私はシンプルな体系がいいと個人的には思っているんですが、日本共産党もそう主張していますけれども。ただ認定こども園、僕、誤解を受けたらあかんのであれなんです、

必ずしも否定しているわけじゃないんです。というのは、今待機児童が出ていますから。一方で、先日も西川議員から一般質問で詳しく数字を出してもらいましたが、幼稚園のほうは定数かなり割れて空きがあるわけです。だから全国で様々な財政上の事情から認定こども園にして両方預かろうというのが出てくるんです。だから、この問題がありますので、待機児童解消という点ではこの面があるというのは、百歩譲っても保護者は大変だから、もうこれは本当、背に腹は代えられないということではあるんですが、理想としては、僕はちょっと違うなと思っています。でも現実問題としては、ありかなと思っています。ただ、葛城市にこの認定こども園をこの地区に造るのは、小学校の附属幼稚園の問題も出てきますし、それからもう一つはこれ西川議員がお尋ねになったところやから、また再度確認したいと思うんですけども、葛城市の保育所の体系として、非常にアンバランスというかバランスが悪い状態になるように思います。旧當麻町には2つ認定こども園ができます。磐城小学校区とね。これについてやっぱり新たな意見が出てくると思うんですよ、いろいろ。その長期的な見通しとして保育計画をやっぱり検討されているのかどうか。

だから僕から見たらパッチワークみたいに見えるんです。最初はしようがないですよ。やっぱり待機児童が発生するから、これでいきましょう、これでいきましょうですけど、やっぱり10年後ぐらいを見据えて、あるカーブがあると。だから、ここでいきましょうと。葛城市はね。そういう検討されているのかどうか。葛城市の保育あるいは幼稚園の就学前の体系をどういうふうにご考慮されるのか、検討されているのかどうか。目先のことで今大変だろうと思うんですけど、やっぱり10年後ぐらいを見据えて、どうするかというのをやっぱり検討しておかないと、これからやっぱり出てくると思いますよ。例えば新庄校区でも認定こども園にしてくれとか。だって保育が近くなるから。公立の保育所としての機能も果たすわけですから、認定こども園を公立でやればね。そういう声も出てくると。そういうことに対してちゃんとこう計画を検討されているのかどうか。この点について、給食の件とこの件2つまたお聞きしておきます。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 2点お問い合わせいただきました。まず、給食の件でございます。今後プロポーザルいたしますが、原則自園調理がいいなと思っております。ですので、その反映というところができればいいなと考えております。

あと2点目の、パッチワークみたいだということなんですが、そちらはちょっと寂しく感じております。この件につきましては、数年前から、よく行政のほうで練り上げて練り上げて、そして表面に出たのが今年の4月からというところでございます。そして先ほど令和7年といいますのも、そこがピークだろうというところで数字を出しておるわけでございますので、決して我々がそんなパッチワークで急ぎ仕事をやっているということは決して思っておりません。こちらやっとならぬのに何年もかかっておりますので。答えになりますでしょうか。10年後も見据えて、前も申しと思いますが、キャパシティの供給過多にならないように、私立も公立も両方ともが成り立っていけるようにというところをしっかりと考えるがらの計画を立てているところでございます。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 給食については、これは努力、要望ですね。どうなるか分からないというふうに聞きましたけど、これぜひ、もしされるんだったら、条件をしっかりとつけていただいたらと思います。

2つ目の件ですけど、厳しいこと言いましたけれども、今日になって初めて知っているんです、我々。今日になって初めてです、これ出てきたのは。長く議論されていたかもわからないけれど。この保育所の問題は、まず保育士が足りないことについてどうかと。それで、待機児童、議会としては、待機児童が出ている原因は何かということをもっと知ったのが、保育士が確保できないこと。それについて原課が非常に努力されたということも知っています。その次に、出てきたのは老朽化問題で、議会でも何度か取り上げたとき、検討したいということで予算も上がりました。保育計画について。これは令和2年度ですね。昨年度上がって、計画をつくると。議会に出てきたのは、これは初めてですよ。だから、行政が長く議論しているんだったら、やっぱりその間議会に対してもきちっとこういう方向でということであれば、もっといろんなことが議論できたなと思っているんです。行政が努力されているのは分かっているんだけど、議会との関係ですよ。ほんで、これ保護者もびっくりされますよ。我々議員は保護者に近いところにいますから。だからもうちょっと丁寧にやってほしかったなと思うんですが。

パッチワークと言ったのは、もうこれで最後行くんですね。もうこれで10年間行くんですね。10年間。例えば認定こども園をこの辺りに造ってくれというような声もあったけど、いやもう定数のことを考えたら、これで行くという計画なんですね。私が10年後を見越しているって言うのは、そういうことですよ。だから、そういうふうに十分考えたんだから、これで行くということですか。

だから僕はそこを確信持って、いやうちはこのだからこうですということを出してほしいということをお願いしていますので、これだけは意見だけもう言うておきますので、以上にしておきます。

奥本委員長 もう答弁よろしいですね。

ということで、要望がございましたので、よろしく申し上げます。

ここで、副委員長と交代いたします。

(正副委員長交代)

谷原副委員長 奥本委員長。

奥本委員長 1点だけ確認させてください。本日は、キャパシティーをどうするかという話というのが冒頭にございまして、保育士の確保については、今回の議題とは若干それるんですけども、新設の200人というところに関しまして、どうしてもやっぱり保育士のことも触れんと駄目かなと思いますので、そこだけちょっと確認させてくださいね。定員200人という規模というのは、一体保育士は何人必要なんですかね。まず、そこ。

谷原副委員長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 資料の中にも入れさせていただきましたが、フルタイムで働かれる方として大体30人。実際にそしたら、今、磐城で200人キャパシティのところまで弾力運用していますけれど、そちらの人数ですが、正職員、会計年度任用職員ひっくるめまして50人弱。これは自園調理のほうも入っておりますが、それで運営しております。ただし、それは先ほどのことから言いますと、皆さんが7時間労働とか、正職員労働ではございませんので、何人働いておられるかという数字でございます。

谷原副委員長 奥本委員長。

奥本委員長 やはり予想したとおりのことか、50人ぐらい要るんだろうなという気はしていたんです。民間に委託するから、その確保は心配せんでいいよという論法かなとも思うんですけども、現実問題として、やはり保育士確保というのはこれはもう公であっても私であっても変わらへんところだと思うんです。

当初、市立保育所を2つ、移行するから、そちらの方がここに入ってくるのかと思っただら、そうじゃなくて、今の話聞いていると、当然のことながら、終了時期未定ということとで並行してやるということですから、新規にやっぱり50人規模の保育士をその民間、確保せんと駄目やと。となってくると、懸念するところなんです。これはもう答え要らないんですけども、民間であっても、それだけの規模の保育士を一気に果たして獲得できるのかなという心配あるんです。仮にそれをやろうとすると、これはもう素人の考えか分からないけど、恐らく時給で勝負していくかしかないかなと。それをやってしまうと、現状ある私立の市内の保育所あるいはこの周辺の私立の保育所に影響が及ぶんじゃないかという懸念があるんです。そのところは今後どういう業者の提案があるか分かりませんが、必ずチェックをしておかないと、全てに波及する形になって、いやこれ造ったがために、自分で自分の首絞めるということにもなりかねないかなと思いますので、そこだけ要望として言っておきます。

谷原副委員長 委員長代わります。

(正副委員長交代)

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 僕の中でもう1個だけ、ずっと気になっていることを最後に提案というか、お願いして僕の質問を終わります。

やっぱり今、新庄地区で私立の保育園に、多分今、葛城市からも結構無理お願いしていると思うんです。ほんで次に民間で、今、奥本委員長がおっしゃったことに結構似ているんですけども、當麻地区に民間で認定こども園できました。もう変なサービス合戦になったり、価格競争になったり、これっってもう本末転倒みたいになってしまうので、ここからは、その申込時期の変更とかいろいろというの、僕意見というの、踏まえて今の民間の園長たちの意見もしっかり吸い上げることが必要だと思うんです。これ多分もう副市長も一緒に行って、ちゃんとその場をまとめてほしい勢いなんです。これは。いやいや、ほんまに笑ろてやんと。じゃないと、今まで無理言ってたのに、もういけそうだったらもうこんなかかって思われるのは絶対駄目やと思うんで、それは1回、もうこれ今、委員会でも決まったことで

すもんね、ほぼ。であつたら、次に動くのはそういうことやと思うんです。だからそういったところで、組合じゃないですけども、ちゃんとした話し合いを持てる場にしておかないと、今多分、奥本委員長おっしゃったみたいに、こっちは時給ばーんと上がって、こっちに行ったら、こっちはばーん。そんなんやったらまた本末転倒、また人集めるの大変。人集めるの大変やから民間に委託しているのにこんなことになったら、意味分からんことになるので、そこはしっかりと次のステップとしてやっていただかないと、絶対に変なことになるので、これはもう要望として、副市長も行ってくださいね、そのとき。お願いしておきます。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 そしたら最後に、今、杉本委員がおっしゃったとおりだと私も思います。私が懸念しているのは、民間の保育所というふうには、だったらいいと私が思ったのは、認定こども園というのはやっぱり教育の要素が入ってまいります。そうすると、いろんな裁量が、もう民間ですから、私も民間でそういうことをやったことがありますから、競争するなというのは無理です。はっきり言うて。経営があるから。絶対集めなあかんから。そうしたら今だったら英語教育とか、食育とか、いろいろテーマを組んでやると、やっぱりかなり可能性としては、人を集める可能性もあるので、私はそういう意味ではなかなか複雑な状況も出てくると思うんですよ。だから保育所だったらいいなと思って、安定的に保育の受入れということではできると思ったので申し上げたんです。今回議決案件ではないので、もうこれで決まりですねというふうにおっしゃいましたけれども、それが言いたかったんですけど、今日の審議状況を踏まえて、また、保護者のアンケートをちゃんと踏まえて、やっぱり丁寧な対応を最終的にはとっていただきたいと思います。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、本件については以上といたします。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

奥本委員長 ほかにございませんか。

西川議員。

(西川議員の発言あり)

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆様長時間にわたりまして、厚生文教常任委員会、お疲れさまでございました。冒頭も述べましたけども、この委員会は葛城市の教育について、やはり検討する場でございます。今

日は新たな取組のことをいろいろお聞かせいただき、10年先を見据えているということもお言葉がございました。我々はさらにその先を目指して、冒頭言ったように30年先まで、不動で葛城市として基礎をつくれるような提案を、提案というか意見をこの委員会でまとめ上げていければなと思いますので、また今後とも委員の皆様方、ご協力よろしく申し上げます。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時42分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

奥本 佳史

厚生文教常任委員会副委員長

谷原 一安